米国司法省 (DOJ)「企業訴追の諸原則」に 関する最近の動向

深水 大輔・勝 伸幸

1. はじめに

2018年6月1日, 我が国においても, いわゆる日本版司法取引制度(「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」)の運用が開始された。同年7月には同制度の初適用事例が登場し, 当該事案は,企業が合意の主体となり,元役員に対する外国公務員贈賄罪の捜査に協力する(その見返りとして企業が不起訴となる)ことが合意されたものであった¹。したがって,今後も我が国において企業が合意制度の当事者となるケースが登場することが想定され,日本企業の関係者も,我が国において,いわゆる取引的刑事司法制度が導入されたことに伴うコンプライアンス環境の変化を注視し,それを踏まえたコンプライアンス体制の整備を進めることが重要な課題となっていくものと思われる。

また、国際的にビジネスを展開する企業²において法令違反の疑いのある 行為が発覚した場合には、当該事案が海外当局による調査や海外での訴訟に つながる可能性があることから、初動段階からそれらのリスクを踏まえた対

¹ 初適用事例の内容等については、三菱日立パワーシステムズ株式会社「不正競争防止法違反による当社元役員および元社員の起訴について(2018年7月20日発行第221号)」(https://www.mhps.com/jp/news/20180720.html)(最終アクセス:2019年3月29日)参照。また、一部報道によれば、日産自動車株式会社のカルロス・ゴーン元会長に対する金融商品取引法違反(有価証券報告書の虚偽記載)の罪での起訴に関して、同社の専務執行役員らが東京地検特捜部と司法取引で合意し、専務執行役員らがゴーン元会長らの不正に関する一切の資料を提出し、東京地検特捜部の事情聴取に全面協力する見返りに、検察側が専務執行役員らの起訴を見送るとの内容が合意されたとのことである(2019年3月25日日本経済新聞(https://www.nikkei.com/article/DGXMZO42892620V 20C19A3CC1000/)(最終アクセス:2019年3月29日))。

応を講じることが極めて重要となる³。

企業が国内外の法令違反を把握し、あるいはそれに関する当局等の調査に直面した場合、上記のリスクや近時の法制度をめぐる動向も踏まえ、どのように方針を検討し、当該事案に対処すればよいかという問題に関して、筆者は以前、日本企業がなすべき対応を検討する際に有用な資料となり得るものとして、米国司法省(Department of Justice、以下「司法省(DOJ)」という。)が公表している連邦検事マニュアル(U.S. Attorney's Manual、以下「USAM」という。)の Title 9-28で詳述される「企業訴追の諸原則」(Principles of Prosecution of Business Organizations)の内容について紹介した 4 。USAM は2018年に包括的に改訂され、そのタイトルもジャスティスマニュアル(the Justice Manual 5 ,以下「DOJマニュアル」という。)に変更された 6 。DOJマニュアルのうち、上記「企業訴追の諸原則」の内容についても、筆者が前回紹介した内容から改訂等が加えられている。

そこで、本稿では、上記の日本企業を取り巻く状況等を踏まえ、近時、司

² 近年, 国際的活動を拡大する日本企業は多いが, 日本国内のみで事業を展開する企業であっても, 例えば自社が製造販売する素材製品が出荷先等による加工等を経て, 海外で最終製品(自動車や航空機)に組み込まれる, または国内で最終製品に組み込まれて海外に輸出されるような場合には, 海外の訴訟リスク等を意識する必要がある。

³ 例えば、社内調査として従業員へのインタビューを実施するに際しては、将来の弁護士・依頼者間秘匿特権の活用を可能とすべく、その要件を満たすための調査体制を整備するとともに、当該秘匿特権の確保・維持に必要な方法(いわゆるアップジョン警告を行うこと等)で聴取を行う必要がある。このようなグローバルリスクへの対応を十分踏まえた上で、日本企業の不正調査、不祥事対応を実施する必要があることについては、小林英明・深水大輔「グローバル水準の不正調査のあり方―"ガラパゴス的対応"からの脱却を」ビジネス法務 Vol.18 No.8 (2018) 122頁以下を参照されたい。なお、現在議論されている独占禁止法の改正案においては、秘匿特権について、法制化自体は見送られるものの、規則や指針において、カルテルなどの不当な取引制限に関する行政調査を対象に認める方針で議論されている。

⁴ 拙稿「『企業訴追の諸原則』(Principles of Federal Prosecution of Business Organizations (U.S. Attorney's Manual Title 9-28)) の紹介」信州大学経法論集 1号 (2017) 297頁以下。

⁵ The United States Department of Justice, *JUSTICE MANUAL* (2018) (https://www.justice.gov/jm/justice-manual) (最終アクセス:2019年3月29日)。

法省(DOJ)から発信されたメモランダムの内容等を概説することにより、「企業訴追の諸原則」の内容および解説のアップデートを行うこととする⁷。

2. 「Policy on Coordination of Corporate Resolution Penalties」(2018年5月9日)

(1) Pile on Memo の発表

2018年5月9日、当時の司法省副長官であった Rod J. Rosenstein 氏は、企業犯罪に対する執行方針の決定に際して、衡平な解決を図るために、同じ不正行為に対して連邦、州、地方、国内外の当局により科せられる罰金等の制裁の総体についても考慮に入れなければならない等の方針を明記した "Policy on Coordination of Corporate Resolution Penalties" と題するメモランダム $^{8\cdot9}$ (以下「Pile on Memo」という。)を発表し、その内容を当時のUSAMに新たな規定として反映した 10 。

⁶ DOJ マニュアルは、司法省(DOJ)のホームページ上で公開されているが、その内容は、セクションごとに随時改訂されており、各セクション末尾に最終改訂日が記されている。

⁷ なお、本稿における意見にわたる記述は、筆者の個人的見解である。また、本稿執筆 に当たっては Kirkland & Ellis LLP の弁護士である Mark E. Schneider 氏および Christina Dahlman 氏から多大な協力をいただいた。ここに謹んで感謝の意を表する。

⁸ Pile on Memo の内容については、https://www.justice.gov/opa/speech/file/1061186/download 参照 (最終アクセス: 2019年3月29日)。

⁹ Piling on という表現は、当時の Rosenstein 司法副長官が2018年5月9日に Pile on Memo を公表した講演においても用いられている。この表現はアメリカンフットボールで一度ボールデッドとなった後に、選手が相手選手の上に跳び乗って積み重なるといった行為を指し、ルール上禁止されている。ここでは、同一の事件に対して、複数の当局が調査や罰金等の刑罰を重複して実施するような事態を指して用いられている。

¹⁰ 具体的には当時の USAM, 現在の DOJ マニュアルの "Title 1-12. 100 - Coordination of Corporate Resolution Penalties in Parallel and/or Joint Investigations and Proceedings Arising from the Same Misconduct" および "Title 9-28. 1200 - Civil or Regulatory Alterna-tives" のセクションに組み込まれている。

(2) Pile on Memo の背景

ア. 同一の事件に対する複数当局による重複訴追、処罰等のリスク

グローバルに事業を展開する企業において不正が行われた場合、当該不正が複数国の法令に抵触し、複数国の執行機関の管轄が及ぶ事態が生じることは稀ではない¹¹。米国の海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practice Act)(以下「FCPA」という。)等により禁止される外国公務員に対する贈賄行為を例にとれば、A国の企業の従業員がB国においてB国の公務員に対して贈賄を行った場合、当該従業員の贈賄行為について、A国およびB国の司法当局が管轄を有するだけでなく、当該行為が米国との接点を持つことにより、A国、B国のみならず、米国も調査、執行活動に関する管轄を主張する事態が生じ得る。OECD 外国公務員贈賄防止条約¹²は44ヶ国(2019年3月時点¹³)の締約国に対して、外国公務員に対する贈賄等を禁止する国内法の制定を求めているところ、今後も、より多くの国で外国公務員に対する贈賄等を禁止する法令が制定、整備され、積極的に執行されることが予想され、

¹¹ 例えば、米国の司法当局(司法省(DOJ)および証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission))は海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practice Act)を米国外の企業の米国外における行為に対しても積極的に域外適用しており、現に日本企業も巨額の罰金等を科されている。米国の証券取引所で取引される有価証券を発行していないにもかかわらず、日本企業が司法省(DOJ)により FCPA 違反の共謀という容疑で起訴された例として、日揮株式会社(ナイジェリアの公務員に対する贈賄)に対して2億1880万ドルの罰金が科された事例(https://www.justice.gov/sites/default/files/criminal-fraud/legacy/2011/04/27/04-6-11jgc-corp-info.pdf)や、丸紅株式会社(ナイジェリアの公務員に対する贈賄)に対して5460万ドルの罰金が科された事例(http://www.justice.gov/opa/pr/2012/January/12-crm-060.html)等が存在する(最終アクセス:2019年3月29日)。また、英国の Bribery Act も広汎な域外適用の可能性を有している。

² 「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」(Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions Adopted by the Negotiating Conference on 21 November 1997) (http://www.oecd.org/daf/anti-bribery/ConvCombatBribery_ENG.pdf) (最終アクセス: 2019年3月29日) (http://www.oecd.org/daf/anti-bribery/ConvCombatBribery_ENG.pdf) (最終アクセス: 2019年3月29日)。

同一の贈賄事件が複数当局の何年にもわたる並行または連続した調査の対象 となり、企業が本来科されるべき金額を超えて罰金等を科されるリスクにさ らされる事態が生じ得る 14 。

また、このようなリスクにさらされる事態は日本においても同様であり、日本法および外国法上刑罰の対象とされる犯罪が行われた事案を想定すると、たとえ当該行為について外国で処罰されたとしても、日本において、同一の事件について重ねて調査、起訴、有罪判決を受ける可能性は存在する。すなわち、日本国憲法第39条は、何人も同一の犯罪事実につき、二重の危険にさらされるべきではないという根本思想に基づき、いわゆる一事不再理の原則を規定しているところ¹⁵、同条は同一の犯罪について日本国憲法による裁判権によって二重に刑事上の責任を問うことを禁じた趣旨の規定と解するのが判例¹⁶であり、日本以外の裁判権により処罰を受けたとしても、日本の裁判権によって刑事上の責任を問うことは同条に反しない。また、刑法第5条は「外国において確定裁判を受けた者であっても、同一の行為について更

具体例として、スイスに本拠を置き航空輸送等を行うパナルピナ・ワールド・トラン スポート・ホールディングス (Panalpina World Transport (Holding) Ltd.) およびそ の米国子会社は、子会社等を通じて、石油・ガス産業の顧客を代理して、ナイジェリア を含む複数の外国公務員への贈賄を行っていた(https://www.justice.gov/opa/pr/oilservices-companies-and-freight-forwarding-company-agree-resolve-foreign-bribery) (最 終アクセス:2019年3月29日)。パナルピナ・ワールド・トランスポート・ホールディ ングスらに対しては、刑事罰としての罰金として約1億5660万ドル、違法利益の叶き出 しおよび罰金等を含めた SEC に対する支払として8000万ドルの支払が科された。さら に、上記のように米国で処罰を受けた企業の行為のうちいくつかのナイジェリア公務員 に対する贈賄行為については、その後2011年にナイジェリアの当局(Nigeria's Economic and Financial Crimes Commission 等) から訴追され、追加で1880万ドルの 支払が科された事例が挙げられる。上記複数の当局との間の和解において対象とされた 行為は、同一の契約に関連した同一の公務員に対する同一の賄賂の支払行為であったと され、他の国の当局による罰金の執行等が他の当局が科す罰金の計算において考慮され たか否かは不明である (Jay Holtmeier, "Cross-Border Corruption Enforcement: A Case for Measured Coordination Among Multiple Enforcement Authorities", 84 Fordham L. Rev. (2015) pp. 499-500).

¹⁵ 石田穣一「判解」〈民事篇 昭和42年度〉226頁参照。

に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された 刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減軽し、又は免除す る。」と規定する¹⁷。したがって、外国で処罰されたことによって日本にお いて処罰できなくなるものではなく、同一の事件について日本と複数の外国 司法当局により重複した調査、訴追を受ける可能性は存在するのである。

イ. "Carbon Copy" Prosecution の問題点

上記のように同一または同様の事件について複数の執行機関により並行的、連続的に訴追される事態は、米国では"Carbon Copy" Prosecution あるいは"Me Too" Prosecution などと称され、①過剰な抑止と根本的な不公正、②企業の自主申告に対する萎縮効果を生じさせるといった問題点が以前より指摘されていた¹⁸⁻¹⁹。具体的には、根本的な不公正さに加えて、将来の不正行為を抑止するために必要と考えられる限度よりも厳しい罰金を企業に科すこととなり、結果的に過剰な抑止となること、そのような過度な厳罰は当局や企業のリソースを無駄にすることにつながること、FCPA 違反に伴う罰金が高額であることにより、企業はそのリスクを回避するための過剰な費用支出の誘引を受け、結果として各企業の事業コストの増加や競争力のある価

^{16 「}憲法三九条は、同一の犯罪につき、わが国の憲法による裁判権によつて二重に刑事上の責任を問うことを禁じた趣旨と解すべきである。すなわち、同一事実についての前の裁判と後の裁判とが、共にわが国の裁判権にもとずくものである場合にはじめて、憲法三九条の定める二重問責の禁止にふれるものといわなければならない。」〔原文ママ〕 (最判昭和28年7月22日刑集7券7号1621頁)

¹⁷ 刑法第5条は外国判決の一事不再理効を認めないこととする一方,同一行為につき実質的に2回刑の執行を受けさせることは適当でないことから,外国で刑を受けた事実を日本における刑の執行との関係で必要的に考慮すべき旨を定めた趣旨の規定とされる(大塚仁等編『大コンメンタール刑法』107頁〔古田佑紀 = 渡辺咲子〕(青林書院,2015))。

¹⁸ J. Holtmeier, supra note 14, at 493.

[&]quot;Carbon Copy" Prosecution の例としては、ある企業が一つの法域を管轄する当局に対して、当該企業が自白した贈賄行為について和解の合意をしたような場合に、その後に、当該自白に基づいてその他の法域・管轄における調査、訴追、罰金を科されるような事態が挙げられる。

格を提示する能力の妨げとなること²⁰, FCPA に違反するおそれのある行為を発見した企業が当局へ自主申告することを萎縮させることなどが問題点として指摘されていた²¹。

以上のように、ある行為について、日本または外国において刑事責任を問われた場合であっても、それ以外の複数当局からの調査や訴追がないとは断言できない。しかしながら、このような状況において被告人の地位が不安定または不利になることを禁じようとしたのが憲法39条の趣旨であり²²、米国における二重の危険の保護(the double jeopardy protection)もまさしく被告人をそのような不安定な状態から保護しようとするものである²³。このように "Carbon Copy" Prosecution などと称されるような事態は、複数の管轄が問題となる事案では避けられない問題ではあるものの、単なる抽象的な危険を超えて、同一の行為について有罪判決や司法取引等が通常もたらす法的安定性(最終的かつ確定的な解決という期待および利益)を害する現実的な

J. Holtmeier, supra note 14, at 514. 例えば、十分なコンプライアンス・プログラムを設計、運用している企業であっても、一つの違反行為について連続して複数の当局から執行を受け、高額の罰金を重複して科されるリスクが高ければ、それを考慮して、企業の事業拡大にとって有益であるにもかかわらず、贈収賄リスクの高い国の事業から撤退する判断をしてしまう可能性がある。

²¹ J. Holtmeier, supra note 14, at 516. 米国において FCPA の執行を管轄する司法省 (DOJ) や証券取引委員会 (U.S. Securities and Exchange Commission) は、潜在的な FCPA 違反行為を自主的に報告することを企業に強く求めており、そのためのインセンティブも付与している (The Criminal Division of the U.S. Department of Justice and the Enforcement Division of the U.S. Securities and Exchange Commission, A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Act (2012)、at 54.)。また、2017年11月29日に司法省 (DOJ) により、FCPA パイロット・プログラムの正式採用が発表され、当時の USAM に、「FCPA 違反企業に対する執行方針(FCPA Corporate Enforcement Policy)」として組み込まれた。この方針においては、FCPA 違反行為の自主申告により、企業が有利な恩恵を得られることがより明確に示されている。司法省 (DOJ) 等の当局側の視点からすれば、企業からの自主申告を促すインセンティブを与えることにより、当局が有限な調査資源を自主申告のない汚職事件の捜査に集中させることを可能にし、有限な資源をより効率的に活用できるというメリットが生まれる。

²² 前掲注15石田227頁参照。

²³ J. Holtmeier, supra note 14, at 515.

リスクや、刑罰の目的に照らして本来あるべき額を超えた罰金を科されるリスクを生じさせているという意味で、軽視できない問題となっていた²⁴。

(3) Pile on Memo の概説²⁵

Pile on Memo の要点は以下の4つである。

- 1. 司法省 (DOJ) の弁護士は追加的な民事・行政上の金銭支払を引き出す目的で刑事執行権限を不当に利用してはならないという倫理的義務を負うことが確認されている。これは司法省 (DOJ) の弁護士が刑事訴追権限を背景に、企業に対してその脅威をちらつかせて、民事事件においてより大きな金額の支払に合意するよう説得するといった事態を禁止するものであるが、従来の方針を新たに変更するものではなく、衡平の原則や法の支配の原則を確認したものに過ぎないと説明されている²⁶⁻²⁷。
- 2. 司法省 (DOJ) の複数部局に対する明示的な指示として、同一の不正 行為に関して調査、解決を求めようとする場合には、衡平な結果の達 成のために、他の部局の弁護士と相互に調整を行うことが指示されて いる。
- 3. 司法省 (DOJ) は、必要に応じて、同一の不正行為について企業と事

²⁴ 当時の Rosenstein 司法副長官も, 2018年5月9日に Pile on Memo を公表した講演において""Piling on" can deprive a company of the benefits of certainty and finality ordinarily available through a full and final settlement."と述べており、同様の問題意識を示している。

²⁵ Pile on Memo 全体の邦訳については、本稿 5(1)を参照されたい。

²⁶ Pile on Memo を公表した際の当時の Rosenstein 司法副長官の講演参照 (https://www.justice.gov/opa/speech/deputy-attorney-general-rod-rosenstein-delivers-remarks-new-york-city-bar-white-collar) (最終アクセス: 2019年3月29日)。

²⁷ 司法省 (DOJ) 内部では刑事事件を担当する検察官と民事事件を担当する弁護士は別であり部署も区別されているが、両者はともに最終的には同じ上司に事件処理を報告する関係にある。そのため、事実上は、被告企業を代理する弁護士から見れば、刑事事件に関する処分が民事事件における交渉材料として使われているとの印象を受けることもあるようである。

案を解決しようとしている他の連邦、州、地方、または外国の執行当 局に対して支払われる罰金等の金額を考慮し、調整するよう努めるべ きであると指摘されている。

4. 司法省 (DOJ) が他の部局や執行当局との刑罰の調整および分担が十分に正義の実現という利益 (Interest of Justice) を保護するものであるか否かを決定する際の考慮要素として、企業の不正行為の悪質性、罰金、刑罰および/または没収に関する法定権限、最終的な解決の達成が不当に遅延するリスク、ならびに、司法省 (DOJ) に対する企業の開示および協力の十分性および適時性を挙げている。

(4) 司法省 (DOJ) の執行ポリシーに与える影響等

ア. 実質的な二重処罰の危険への配慮

Pile on Memo は、ある犯罪に関して米国外の司法当局を含む複数の当局が企業を処分、処罰しようとする場合に、司法省(DOJ)の検察官が同一の事件について刑罰の執行等を検討するに際しては、衡平な解決を図るため、不必要な二重処罰を行うことのないよう他の司法当局との調整を行うことを求めているが、この執行方針は、実質的な二重処罰の危険にさらされる企業にとって重要な意義を有する。

複数の司法当局により企業が訴追・処罰され得る事案において、司法省 (DOJ) が各国の司法当局と協調する運用は、Pile on Memo が発表される 以前から、司法省 (DOJ) の実際の運用において見られた傾向でもあった 28-29。しかしながら、今回、Pile on Memo が公表され、その内容が USAM (現在のDOJ マニュアル) に明文で盛り込まれたことにより、司法省 (DOJ) の執行手続においてこの点に配慮する必要のあることが明確と なった。司法省 (DOJ) から捜査等を受ける企業の側から見れば、司法省 (DOJ) の判断過程の透明性が向上したこととなり、この規定を根拠に、自らに対する取扱いが過度な処罰とならないよう配慮を求めることもできるようになる。この点、確かに、Pile on Memo 自体は米国の裁判所において法

的拘束力を有するものではないが、司法省(DOJ)の内部規律としての拘束力を有する当時のUSAM(現在のDOJマニュアル)の内容に組み込まれることで、司法省(DOJ)の検察官による判断、決定に実質的な影響を及ぼすことが期待される。

ただし、Pile on Memo が示した方針に基づき回避されるのは、あくまで司法省(DOJ)が不必要と判断した二重処罰のみであり、単に他国の司法当局から罰金等の刑罰を既に科されたという事情だけをもって、司法省(DOJ)が同一の不正行為に対して重ねて罰金を科すことを回避するわけではない点には注意が必要である。例えば、日本企業が東南アジアの国において現地の外国公務員に贈賄をした事案を例に考えてみると、この日本企業に対しては外国公務員贈賄を禁止する日本の不正競争防止法が適用されるほか、事実関係次第では米国当局から FCPA 適用を前提とした調査権限を主張される可能性もある。そのような場合、不正競争防止法と FCPA では、罰金額が大きく異なる30ため、日本において検察による起訴、裁判所による有罪判決や

²⁸ 例えば、米国、ブラジル、シンガポールの司法当局が協力し、罰金額について調整がされた事例として、シンガポールを拠点として造船所の運営、船の修理等を行っている Keppel Offshore & Marine Ltd. (以下「KOM」という。) およびその米国完全子会社である Keppel Offshore & Marine U.S.A. Inc. による FCPA 違反の事案が挙げられる。2017年12月22日付けの司法省(DOJ)によるリリースによれば、当該事案の解決として、KOM は司法省(DOJ)との間で訴追猶予合意(DPA)を締結し、罰金として合計4億2221万6980ドルの支払に合意したが、その内訳は、米国当局に対する支払額が全体の25%に相当する1億555万4245ドル、ブラジル当局に対する支払が全体の50%に相当する2億1110万8490ドル、シンガポール当局に対する支払が全体の25%に相当する1億555万4245ドルであった(https://www.justice.gov/usao-edny/pr/keppel-offshore-marine-ltd-and-us-based-subsidiary-agree-pay-422-million-global)(最終アクセス:2019年3月29日)。

²⁹ J. Holtmeier, supra note 14, pp. 506-514においても、複数当局により重複して罰金等を科される事態へのこれまでの対応として、同一の行為に関して別の当局に対して罰金を支払った事実に対して Credit を付与し、罰金額減額等をする対応 (Offsetting Monetary Penalties)、罰金等を調整して複数当局が同時に企業事案を解決する対応 (Coordinated Actions)、管轄が重複した場合に、同一行為に対して別の当局により罰金等が科され、企業事案が解決しているとして、新たな訴追を行わない対応 (Declinations) が紹介されている。

司法取引による免責を受けたことをもって、直ちに司法省(DOJ)が十分と考える保証はない。

イ. 考慮要素の明確化

それでは、Pile on Memoが示した方針により二重処罰が回避される事案とはいかなる事案であろうか。この点、Pile on Memoでは、全ての関連要素を考慮し、個々の具体的事案において他の執行当局との調整および分担が十分に正義の実現という利益(Interest of Justice)を保護するものであるか否かを決定するとの方針が示されている。また、その判断の際の考慮要素として、(a)企業の不正行為の悪質性、(b)罰金、刑罰および/または没収に関する法定権限、(c)最終的な解決が不当に遅延するリスクおよび(d)他の関連執行当局に対する開示および協力とは別に、司法省(DOJ)に対する企業の開示および協力の十分性および適時性が含まれることが例示されている。

上記のうち(a)の考慮要素については、DOJ マニュアル(Title 9-28.300)において企業事案の処理の際に検討すべき考慮要素として挙げられている要素(いわゆる Filip Factors³¹)のうち「国民に損害を与えるリスクを含む違反の内容および重大性」 $(1)^{32}$ や「当該不正に関する経営層の共謀または容認を含む、企業内における不正の蔓延の程度」 $(2)^{33}$ で考慮されるような要素と同様の要素を含むものと考えられる。例えば、米国国民や公共財産に対

³⁰ 日本の不正競争防止法違反(外国公務員等への贈賄)の場合の刑事罰は、個人に対しては5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金(不正競争防止法第21条第2項第7号)、法人に対しては3億円以下の罰金(同法第22条第1項第3号)である。これに対して、FCPAの贈賄禁止条項に違反した場合の罰則は、違反行為1件につき、5年以下の拘禁若しくは25万ドル以下の罰金(個人)、200万ドル以下の罰金(法人)であり、さらに、罰金は違反行為により得たあるいは得ようとした利得額の2倍まで加重され得るため、当該利得次第では高額な罰金が科されることとなる。

³¹ Filip Factors の各要素の説明も含め、「企業訴追の諸原則」(USAM Title 9-28) の解 説については、前掲注4の拙稿も参照されたい。

The United States Department of Justice, supra note 5, para. Title 9-28.400.

The United States Department of Justice, supra note 5, para. Title 9-28. 500 - Pervasiveness of Wrongdoing Within the Corporation.

して及ぼす身体的危険,米国社会に対する経済的害悪,米国居住者の平穏や安心感に対する侵害といった側面も考慮され得る。加えて,意図的な不正行為を長期間継続した事案や,実行者が多数にわたる事案,企業の経営陣,経営トップ層の実質的関与が認められる事案等は悪質性が高いと判断され得る。

また,(b)の考慮要素については,問題となる犯罪の重大性等を示す罰金額の大きさが考慮されるほか,立法者である議会が当該刑罰によって意図した目的・趣旨に沿って処罰を運用しなければならないという観点も考慮される。米国においては刑事的制裁の他,被害補償等の民事的対応や行政的対応(非刑事的制裁)も含めた制裁の体系が用意されている場合があり,検察官としては,当該事案において各制裁の趣旨を踏まえ刑事的制裁を必要とするか否かを判断することとなる³⁴。

(c)の考慮要素については、例えば、同一の不正行為に対して外国当局による捜査が行われているものの、当該捜査が合理的理由なしに不当に長期にわたり、最終的な解決の達成が不当に遅延すると司法省(DOJ)が判断した場合には、当該外国当局による処罰との調整等を考慮しない可能性もあると考えられる。加えて、(d)の考慮要素については、司法省(DOJ)のこれまでの姿勢と同様、司法省(DOJ)自体に対する企業の開示および協力が十分かつ適時になされることを司法省(DOJ)は引き続き重要視するというメッセージであると考えられる。

さらに、Pile on Memoでは、米国政府や米国国民に生じた被害・損害を回復するための救済が必要な場合には、重ねて処罰を行うことも妨げられない旨が明記されており、当時の Rosenstein 司法副長官も Pile on Memo を発

³⁴ 企業事案の処理の際の考慮要素 (Filip Factors) の一つである「民事的または行政的な代替措置」に関して、不正に関与した企業に対する民事的・行政的な対応が存在し、あるいは見込まれる場合に、検察官は、それを通じて処罰、予防、更生の目的を十分に達成することができるかを検討しなければならないとされている (The United States Department of Justice, supra note 5, para. Title 9-28. 1200 - Civil or Regulatory Alternatives)。

ウ. 複数当局間の調査、執行における優先関係

ここで、複数の当局による重複的な起訴、刑事罰の執行の可能性がある事 案において特に問題となるのは、いずれの当局による調査、執行が優先、尊 重されるべきかという問題である。極端な例ではあるが、公務員に対する贈 賄事案で実行行為を含む犯罪行為の主要部分および結果(被害)が全て日本 国内で生じたにもかかわらず、謀議の一部に米国出張中の日本人が米国から 電話会議で参加していたために日本に加えて米国当局も管轄を主張するよう な事案を例にすれば、犯罪を立証するための証拠(物証のほか、実行者、関 係する証人などの人証も含む)のほとんどが日本国内に存在し、実質的被害 も主に日本において生じていると考えられる。このような事案であれば、当 該犯罪に関して最も関心を持ち、効率的な捜査、訴追ができるのは日本の当 局(検察庁)というべきであり、他の当局は日本の当局による捜査等をひと まず尊重すべきという議論も可能ではないかと思われる。本稿で紹介する Pile on Memo にはこの点に関する明示的な言及はないが、DOJ マニュアル の他の項目において、検察官は対象者が他の司法管轄において効果的な訴追 の対象となるかを考慮することが求められている。具体的には、「他の管轄 が訴追に関して有する利害の強さ」("The Strength of the Jurisdiction's Interest."). 「他の管轄の効果的な訴追に対する能力や意欲」("Ability and Willingness to Prosecute Effectively"). 「その者が他の管轄で有罪となった 場合に考えられる量刑その他の結果」("Probable Sentence Upon Conviction")といった要素を考慮することが求められており³⁶. 具体的事案

³⁵ https://www.justice.gov/opa/speech/deputy-attorney-general-rod-rosenstein-delivers-remarks-new-york-city-bar-white-collar 参照 (最終アクセス: 2019年3月29日)。

に応じて上記のような議論、考慮も可能であろう。

エ、今後の課題

以上のように、例えば日本企業が日本の司法当局(検察庁)と司法省(DOJ)の双方の捜査対象となる事案において、司法省(DOJ)が日本の司法当局による訴追状況、有罪判決により科された罰金額等をどの程度考慮するのかについては、Pile on Memoの内容のみでは不明瞭な部分がなお残っていると言わざるを得ない。この点、司法省(DOJ)が考える正義の実現にとって十分か否かという判断が基準となり、その際の考慮要素には、Pile on Memoでも明示された他の当局により科される罰金の金額等の要素が考慮されることは明らかである。しかし、例えば日本のように、一般に法人に対して科される罰金の金額が米国より著しく低いような国の司法当局との調整が必要となるケースにおいて、対象となる不正行為について当該外国がその罰金額を法定している趣旨や刑事司法制度の枠組み、さらには文化的、歴史的背景といった事情まで幅広く考慮されるのか否かは必ずしも明確ではない。

このように、司法省(DOJ)の検察官が Pile on Memo を踏まえて具体的にいかなる事案で過大な処罰と判断し、不起訴または通常より減額された罰金額での訴追等を行うのかという点については、司法省(DOJ)による訴追等の実績を待つ必要があり、今後の運用を注視していく必要がある。

3. 「Selection of Monitors in Criminal Division Matters」(2018年10月11日)

(1) Benczkowski Memo の発表

2018年10月12日,司法省 (DOJ) の Brian A. Benczkowski 司法次官補 (Assistant Attorney General) は,the NYU School of Law の企業コンプライアンスと執行に関するプログラムの講演において「Selection of

The United States Department of Justice, supra note 5, para. Title 9-27. 240 - Initiating and Declining Charges—Prosecution in Another Jurisdiction 参照。

Monitors in Criminal Division Matters」³⁷と題する新たな司法省(DOJ)の 方針を示すメモランダム(以下「Benczkowski Memo」という。)を発表した(以下,同日の講演を「Benczkowski Remarks」という。)。以下では, まずは米国における "Corporate Compliance Monitorships" の概要や問題点 を説明した後、Benczkowski Memo の内容を紹介する。

(2) 米国における "Corporate Compliance Monitorships" の概要および Benczkowski Memo の背景

ア. 米国における司法取引と "Corporate Compliance Monitorships"

米国では、企業犯罪の多くが司法取引により処理されている³⁸。司法取引の種類としては、①有罪答弁合意(Plea Agreement³⁹)、②訴追猶予合意(Deferred Prosecution Agreement)、③ 不起訴合意(Non-Prosecution Agreement)等が挙げられる⁴⁰⁻⁴¹。上記のうち①有罪答弁合意とは、訴追対象者と検察官が起訴事実・罪を認め、訴追対象者による有罪答弁、捜査協力等を合意する契約である⁴²。内容が一定要件を満たせば、検察官からの犯罪事実の立証がなくとも有罪が確定し、有罪答弁合意の存在は量刑判断において被告人に有利に斟酌されることとなる。②訴追猶予合意とは、検察官が起

³⁷ https://www.justice.gov/criminal-fraud/file/1100366/download 参照(最終アクセス:2019年3月29日)。

³⁸ Administrative Office of U.S. Courts, *Judicial Business of United States Courts 2018* (2018), Table D-4. U.S. District Courts — Criminal Defendants Disposed of, by Type of Disposition and Offense. (https://www.uscourts.gov/sites/default/files/data_tables/jb_d4_0930.2018.pdf) (最終アクセス:2019年3月29日)によれば、2018年9月までの12ヶ月間で米国連邦地裁で刑事訴追された者は79,704人で、有罪判決を受けなかったのは6,595人、有罪となり刑が科された者は73,109人であった。有罪となり刑が科された者のうちトライアル(陪審および陪審によらないもの)で有罪とされた者は1,559人、有罪答弁で処理された者は71.550人であった。

³⁹ Plea Agreement は「司法取引」と訳されることもある。しかし、Plea Agreement は狭義には有罪答弁の合意を指し、広義には訴追猶予合意(DPA)、不起訴合意(NPA) その他の調査協力契約(Cooperation Agreement)を含むものである。

⁴⁰ 司法省 (DOJ) による捜査が開始された事案であっても、一定の条件のもとで、司法 取引も行わずに不起訴とする処分 (Declination) もある。

訴状を裁判所に提出して刑事訴訟手続を開始するものの,同時に公判手続の中断を求め,訴追対象者との間で合意した一定項目(再発防止策の実行等)を一定期間遵守したことが確認できた場合には,検察官が起訴状を取り下げるという合意である⁴³。訴追猶予合意をした場合,訴追対象者としては,一定項目に違反することなく一定期間が経過すれば,訴追の猶予,起訴状の取下げという恩恵を受けられる。③不起訴合意とは,訴追対象者と司法省(DOJ)の間で締結される被疑事実について起訴しないことを約する合意をいう。訴追猶予合意と同様に,一定項目を遵守すること等が定められる。もっとも,訴追猶予合意と異なり,不起訴合意の場合には裁判所に起訴状が提出されないまま。一定期間の経過により不起訴が確定する。

米国では、以上のような司法取引の内容として、司法省(DOJ)が求める コンプライアンス・プログラム⁴⁴⁻⁴⁵の導入または改善が求められることが少

⁴¹ DOJマニュアルでは、有罪答弁合意や訴追猶予合意、不起訴合意について根拠となる規定が置かれている。The United States Department of Justice, supra note 5, para. Title 9-16.000. また、司法取引の具体的な種類等については、内田芳樹「米国連邦政府の企業犯罪対応と司法取引・訴訟代替手段利用に際しての留意点~US Attorneys' Manual の日本企業への適用の視点から~」国際商事法務43巻9号(2015)1299頁以下等も参照。

⁴² DOJマニュアルでは、「企業訴追の諸原則」の Title 9-28. 1500 (Plea Agreements with Corporations) で触れられている。

⁴³ 米国における司法省 (DOJ) が締結する訴追猶予合意または不起訴合意の発展の経緯,利用件数の増加に伴う問題点について論じた文献として, David M. Uhlmann, "Deferred Prosecution and Non-Prosecution Agreements and the Erosion of Corporate Criminal Liability", Maryland Law Review, Volume 72, Issue 4 (2013).

^{**}国においては、法令違反行為等を防止するための有効なコンプライアンス・プログラムを整備することに対して、刑事処分の減免等のインセンティブが付与されている。例えば、米国量刑委員会("The United States Sentencing Commission")によって作成、改訂されているガイドラインである連邦量刑ガイドラインにおいては、犯罪行為の時点において企業が効果的なコンプライアンス・倫理プログラム("effective compliance and ethics program")を有する場合に有責スコア("Culpability Score")の減点を認めることにより、罰金額の減額を認めている。The United States Sentencing Commission、The 2018 Guidelines Manual、§8C2.5 (f)(1) (https://www.ussc.gov/guidelines/2018-guidelines-manual)(最終アクセス: 2019年3月29日)

深水 大輔・勝 伸幸

なくない。さらに、そのような導入または改善の状況を含む再発防止策の構築・実施状況やその他合意項目の遵守状況について一定のモニタリング期間を定め、利害関係のない外部の専門家をコンプライアンス・モニターとして雇い、当該コンプライアンス・モニターに対象企業を監視させて、その結果を司法省(DOJ)に報告させることが合意事項に含められる事例が一定数見受けられる⁴⁶⁻⁴⁷。

⁴⁵ 司法省(DOJ)も DOJ マニュアルの Title 9-28. 300において、企業事案の処理の際に検討すべき考慮要素(いわゆる Filip Factors)として、「当該企業のコンプライアンス・プログラムの有無および従来存在していたコンプライアンス・プログラムの実効性」等を挙げている。また、司法省(DOJ)がコンプライアンス・プログラムを評価するにあたって公表しているガイダンスについては、拙稿「米国司法省『企業コンプライアンス・プログラムの評価』(Evaluation of Corporate Compliance Programs)の紹介」」信州大学経法論集 2号(2017年)93頁以下も参照されたい。なお、司法省(DOJ)が公表するコンプライアンス・プログラムの評価にあたってのガイダンスについては、2019年4月にその内容が改訂されている(https://www.justice.gov/criminal-fraud/page/file/937501/download)(最終アクセス:2019年5月7日)。紙幅の関係で本稿では改訂内容にまで詳細に立ち入ることはできないが、改訂版では、考慮要素が新たに追加されたことに加え、指針全体が3つの視点(同プログラムが①適切に設計されているか、②実効的に実施されているか、③実際に機能しているか)から体系的に整理され、司法省(DOJ)による同プログラムの評価に関する透明性が高められている。

⁴⁶ 事案によっては、利害関係のない外部の専門家によるモニタリングまでは要求せず、 当該企業に自己監査・自己報告をさせる手段がとられる場合もある。

⁴⁷ 例えば、2018年4月30日には、パナソニックの米国子会社である Panasonic Avionics Corporation が FCPA 違反により、司法省との間で訴追猶予合意(DPA)を締結するに至ったが、その内容として、2年間の "an independent compliance monitor" による監視が要求され、さらに加えて1年間の自己報告期間が要求されている(https://www.justice.gov/opa/press-release/file/1058466/download)(最終アクセス:2019年3月29日)。また、米国の弁護士事務所 Gibson Dunn が半期毎に発行している訴追猶予合意(DPA)と不起訴合意(NPA)に関する最新の報告によれば、上記事案を含めて、2018年に締結された訴追猶予合意(DPA)や不起訴合意(NPA)のうち、モニタリングまたは報告が必要とされた事例は28件中17件であった(Gibson Dunn、2018 YEAR-END UPDATE ON CORPORATE NON-PROSECUTION AGREEMENTS AND DEFERRED PROSECUTION AGREEMENTS (10 January 2019)参照)。

イ. 米国における "Corporate Compliance Monitorships" の概要

ここで、コンプライアンス・モニター ⁴⁸の制度について敷衍すると、コンプライアンス・モニターの主要な責務は企業の不正行為の再発リスクを低減させるために訴追猶予合意(DPA)や不起訴合意(NPA)等で合意された遵守条項を当該企業が遵守しているかを監視、評価する点にある。コンプライアンス・モニターとして要求される資格は事案毎に異なり、問題となった事案の事実関係や状況に応じて企業と司法省(DOJ)の間で議論がされるが、そのように事案毎に合意された要件を十分に満たす優れた者、(潜在的または顕在化した)利益相反関係にない者であることが必要とされている⁴⁹⁻⁵⁰。

コンプライアンス・モニターの業務・役割の範囲についても、企業不正の 再発リスクを低減させるという観点から、事案毎に調整される。通常は、既

^{**} モニタリングを行う外部専門家の呼称は、Consultant や Experts 等様々である(2008年3月7日付けで当時の司法省(DOJ)の司法副長官であった Craig S. Morford 氏により発表された "Selection and Use of Monitors In Deferred Prosecution Agreements and Non-Prosecution Agreements with Corporations"と題するメモランダム(以下「Morford Memo」という。)の脚注3参照)が、本稿ではまとめてコンプライアンス・モニターと総称する。

⁴⁹ Morford Memo II Selection の1.Principle および Comment 参照。弁護士や会計士のほか,技術分野または科学分野の専門家やコンプライアンス分野の専門家も含まれ得る。

⁵⁰ 例えば、前掲注47において紹介した司法省 (DOJ) と Panasonic Avionics Corporation との間で締結された訴追猶予合意 (DPA) では、モニターとしての最低限の資格として、① Panasonic Avionics Corporation からの十分な独立性、② FCPA および他の汚職防止法に関して実証された専門家であること (FCPA の事案でカウンセルとしての経験を有する者を含む)、③ FCPA およびその他の汚職防止ポリシー、内部統制を含むコーポレートコンプライアンスポリシー、内部統制を設計またはレビューした経験を有すること、④ DPA において合意されたコンプライアンス・モニターの義務を果たすのに必要な資源にアクセスまたは用意することができることが要求されている(https://www.justice.gov/opa/press-release/file/1058466/download)(最終アクセス:2019年3月29日)。

The Practitioner's Guide to Global Investigations (3rd ed. January 2019), at Monitorships, 32. 5. 1.

存の不正行為の是正,将来の不正行為の抑止を促進するためのコンプライアンス・プログラムの修正についてのレビュー,監視が含まれる⁵¹。また,コンプライアンス・モニターは企業,米国政府のいずれの従業員または代理人でもなく,独立した第三者として活動し,モニタリングが必要とされる期間も主にその役割の範囲等に応じて数ヶ月から数年の範囲で決定される⁵²。

コンプライアンス・モニターが期待された役割を果たすためには、企業やその事業の内容を理解することが必須であり、そのため、コンプライアンス・モニターは広い範囲で必要な文書や情報にアクセスできる必要がある。コンプライアンス・モニターの具体的な活動には、関連する文書等のレビュー、従業員や経営陣に対するインタビュー、取締役会などの重要な会議体の会議への出席等が含まれ、モニタリングの範囲および期間に応じて、監視期間中の発見事項や勧告事項についてまとめた報告書を作成し、定期的またはモニタリング期間終了時に政府に対して提出する53。

ウ. "Corporate Compliance Monitorships" の問題点

上記のようなコンプライアンス・モニターの活動については、有用性も指摘される一方で問題点も指摘されている。

コンプライアンス・モニターに支払う報酬は、数百万ドルにも及ぶとされ、モニタリングが必要とされる事案が近年増加している事情も加わり、コンプライアンス・モニターの候補となる元検事や小さなコンサルティング事務所にとっては儲かる仕事が集まる領域になっていると批判されている54.55。また、コンプライアンス・モニターについては、その報酬について企業が予

⁵² もっとも、ほとんどの事案で、企業が訴追猶予合意(DPA)等で合意された義務を履行しなかった場合に、政府が裁量によって期間を延長することを認める条項や、モニタリングの必要性を除去したといえる程度の状況変化を企業が立証できた場合に早期のモニタリング終結を認める条項が訴追猶予合意(DPA)等に含まれている(The Practitioner's Guide to Global Investigations(3rd ed. January 2019)、at Monitorships、32.5.2)。

The Practitioner's Guide to Global Investigations (3rd ed. January 2019), at Monitorships, 32. 5, 4, 32, 5, 5

算を管理したり、予算に上限を設けたりすることはその独立性を侵害するものであると主張する者もおり、企業の側から費用等を制限するのは特に難しいと指摘されている 56 。

さらに、企業にとってより致命的な問題点として、秘匿特権に関する問題が指摘されている。米国では弁護士依頼者間秘匿特権⁵⁷が認められており、当該特権を利用することで、企業は将来の証拠開示を心配することなく、弁護士に対して潜在的なコンプライアンス事案も含めて対応等に関する法的助言を求めることが可能となっている。しかし、コンプライアンス・モニターは、企業との間で弁護士と依頼者という関係には立たない独立の第三者とい

⁵⁴ コンプライアンス・モニターの活動・費用に関する企業の負担の重さを表す例として、報道によれば、コンプライアンス・モニターの1時間あたりの報酬単価は高い場合で1,200ドルにもおよび、また、HSBC Holdings PLC(以下「HSBC」という。)のケースでは、2年にわたり、選任されたコンプライアンス・モニターのチームが HSBC のスタッフと3,500回以上面会し、HSBC に対して11,500以上の文書を要求し、HSBC は2,000,000頁以上に及ぶ文書を確認しなければならなかったとのことである。さらに、Western Union Co.のケースでは、同社は選任されたコンプライアンス・モニターの1年半の活動に対して4,000,000ドルの報酬を支払った上、コンプライアンス・モニターが途中で解任されたことにより、新たに選任されたモニターに対して、1年に満たない期間の活動に対して2,000,000ドルの報酬を支払ったとのことである(Rachel Louise Ensign & Max Colchester、Meet the Private Watchdogs Who Police Financial Institutions、The Wall Street J. (30 August 2015) (https://www.wsj.com/articles/meet-the-private-watchdogs-who-police-financial-institutions-1440983917)(最終アクセス:2019年3月29日)参照)。

⁵⁵ Apple Inc. は、2014年、反トラスト法に関するコンプライアンス・モニターについて、モニターが見た内容やプロフェッショナルとはいえないような行動に対して、コンプライアンス・モニターから高い報酬が請求された(1時間あたり1,000ドル)として、不適格との申出をしたとされている(*The Practitioner's Guide to Global Investigations* (3rd ed. January 2019), at Monitorships, 32. 6)。

⁵⁶ もっとも、そのような問題への対応方法として、モニタリング活動に要する予算やタイムラインを詳細に求める等の対応が可能との指摘もされている(F. J. Warin, Michael S. Diamant & Veronica S. Root, Somebody's Watching Me: FCPA Monitorships and How They Can Work Better, 13 J. Bus. L. 321 (2011), pp. 371-373)。

⁵⁷ 法律上の助言を求めるに際し、弁護士と依頼者との間で交わされたコミュニケーションは、それに関する証拠提出や Discovery (開示手続) での開示を拒否することができるという特権のことを言う (田中英夫『英米法辞典』77頁 (東京大学出版会,1991年))。

う地位にあり、①企業が既に他の弁護士に法的助言を求めたこと等により弁護士依頼者間秘匿特権の対象として保護されている文書について、第三者であるコンプライアンス・モニターにより閲覧等されることで秘匿特権が放棄された、あるいは秘匿性が失われたと評価されるリスク⁵⁸、②モニタリング手続の中でコンプライアンス・モニターが作成する報告書等には弁護士依頼者間秘匿特権による保護が及ばないことによるリスクが問題となる⁵⁹。結果として、コンプライアンス・モニターの活動によって企業にとって未だ明らかになっていない過去の法令違反等の不正行為が明らかになった場合に、当該問題について弁護士依頼者間秘匿特権による保護を受けない形で、司法省(DOJ)による追加調査、訴追や集団訴訟にさらされるリスクがあり、企業にとって破滅的な影響をもたらす可能性がある。

以上のようなコンプライアンス・モニターを取り巻く状況⁶⁰の下で、2017年には当時のRosenstein司法副長官が既存の企業事案に対する執行方針を

⁵⁸ 弁護士依頼者間秘匿特権は、その対象となる文書を任意に弁護士・依頼者以外の第三者に開示することで、秘匿特権を放棄した、あるいは秘匿性が失われたと評価されると、証拠開示手続等において開示を拒否できなくなる。コンプライアンス・モニターに関する American Bar Association 基準によれば、企業はコンプライアンス・モニターに対して弁護士依頼者間秘匿特権等によって保護される書面の提出を要求されないとされているものの(ABA Standard for Monitors § 24-4.2(1)(a)-(2)(a))、弁護士等の助言、指示のもとで企業が実施した内部調査の報告書や関連資料についても、コンプライアンス・モニターが閲覧する必要が生じることもあり得ることから、閲覧により秘匿特権が放棄され、企業が重大な不利益を被るリスクがあることには留意すべきであろう。

⁵⁹ この問題点および考えられる対応について論じた文献として, F. J. Warin, Michael S. Diamant & Veronica S. Root, supra note 56, pp. 375-380.

⁶⁰ コンプライアンス・モニターは、再発防止策の策定、実施状況等の被告企業側の努力に関して、十分に満足できないと判断した場合には、司法省(DOJ)等の担当当局に対して訴追猶予合意(DPA)を解除し、訴追手続を再開するように提言することが可能な事案もあり、訴追猶予合意(DPA)を含む司法取引を検討する被告企業等にとって破滅的な結果をもたらし得る重要な地位にある。このように大きな影響力を有するコンプライアンス・モニターの発展経緯や共通に見られる特徴を取り上げ、コンプライアンス・モニターを設置する必要のある状況や負わせるべき義務について論じた文献として、Vikramaditya Khanna & Timothy L. Dickinson, *The Corporate Monitor: The New Corporate Czar?*, 105 Mich. L. Rev. 1713(2007).

広範囲で見直すことを宣言しており、このような方針に従った見直しの一環として、Benczkowski 司法次官補らによるモニターシップに関する方針のレビューも実施されていた。その結果、今回の Benczkowski Memo による新たな方針が発表されるに至ったものである⁶¹。

(3) Benczkowski Memo の概説⁶²

Benczkowski Memoでは、個々のケースにおけるモニタリングの要否の判断に関する方針(A)のほか、監視を要求する場合の司法省(DOJ)内部の承認等(B)、モニタリングの設置が必要な組織の訴追猶予合意等の契約に含める必要のある条件(C)、コンプライアンス・モニター選定に関する手続等(D~G)が示されている。上記3(2)で述べたとおり、コンプライアンス・モニターの活動やそれに要する費用は企業にとっては大きな負担であり、司法省(DOJ)等の調査に直面した日本企業が当該事案の解決を検討する上では、コンプライアンス・モニターの要否に関する判断枠組みを理解しておくことが有用である。このような観点から、本稿では、Benczkowski Memoのうち、いかなる場合にモニターが任命されるべきかを示した方針(A)の内容を概説する。

まず、Benczkowski Memo は、コンプライアンス・モニターの利点として、①訴追猶予合意、不起訴合意、有罪答弁合意のいずれかにかかわらず遵守事項を企業が遵守できているかどうかを評価する有効な手段となり得る点、②問題とされた不正行為等が再発するリスクを低減させる効果的な手段となり得る点を確認している。

また、Benczkowski Memo では、Morford Memo が明確にした、コンプ

Benczkowski 氏は、Benczkowski Remarks において "Last year, Deputy Attorney General Rosenstein spoke at another PCCE event and proclaimed that the Department would be actively reviewing a wide range of existing corporate enforcement policies. Consistent with this directive, we have been reviewing our monitorship policies and procedures since my arrival." と述べている。

⁶² Benczkowski Memo 全体の邦訳については、本稿 5(2)を参照されたい。

ライアンス・モニターの設置目的は懲罰目的であってはならないとの方針が再確認されている。Benczkowski氏によれば、コンプライアンス・モニターに関する当該方針はこれまで長年続いている司法省(DOJ)の実務と整合するものであり、コンプライアンス・モニターは通常要求されるものではなく、あくまで例外的な場合にのみ要求されるものであるという考えが示されている⁶³。

具体的にいかなる場合にコンプライアンス・モニターを必要とするのかに関しては、従前、Morford Memoが「モニターは、特定の問題についての事実および状況を前提として適切な場合にのみ使用されるべきである。」とし、検察官に対して、(1)モニターを採用することが当該企業および公衆に対してもたらす潜在的な利益、(2)モニターを採用するのにかかるコストと企業の事業遂行に与える影響の双方に留意することを求めていたところ、Benczkowski Memo はこの基本方針を確認した上で、さらに、それを補足する形で具体的な考慮要素について詳述している。具体的に、上記(1)の潜在的な利益を評価する際の考慮要素として挙げられているのは次の4点である。

- (a) 問題となっている不正が、企業の帳簿や記録の操作、あるいは不十分 なコンプライアンス・プログラムや内部統制システムの脆弱性を利用 するものであったか否か
- (b) 問題となっている不正が、企業組織全体に広がっていたかどうか、または、上級管理職によって承認もしくは促進されたものであったか否か
- (c) 企業が、企業のコンプライアンス・プログラムや内部統制システムに 多額の投資を行い、改善を行ったか否か

⁶³ Benczkowski 氏は,Benczkowski Remarks において,"That approach is consistent with our longstanding practice of imposing corporate monitors as the exception, not the rule."と述べている(https://www.justice.gov/opa/speech/assistant-attorney-general-brian-benczkowski-delivers-remarks-nyu-school-law-program)(最終アクセス:2019年3月29日)。

(d) コンプライアンス・プログラムや内部統制の改善が将来の同様の不祥 事を防止または発見することを証明するための検証がされたか否か

上記要素のうち(a)および(b)は、コンプライアンス・プログラムの不十分さ を伴う事案。不正が広範かつ組織的に行われた事案。経営陣による承認等経 営陣が積極的に不正に関与した事案等. 司法省(DOI)が不正の防止. 再発 防止にとって有効と考えるコンプライアンス・プログラムが実施されていな いことを示す要素と見ることが可能である。このような要素が見られる事案 では、コンプライアンス・プログラム、再発防止策の確実な実施という側面 について、企業内部の自主監査・自主報告のみでは監視手段として十分では ない事案も想定される。すなわち、上記(a)および(b)の要素は、コンプライア ンス・モニターの必要性、「潜在的な利益」を基礎づける要素である。他方 で、上記のうち(c)および(d)に関しては、仮に調査対象となった不正が上記(a) や(b)の観点から悪質な事案であったとしても、司法取引等による企業事案の 解決時までに、企業が現実に多額の投資をし、 コンプライアンス・プログラ ムを改善したという事情や将来の再発防止のために十分な改善がされたか否 かを検証したといった事情が多く認められる場合には、更に加えて外部の専 門家による監視まで要求する必要まではないと整理することも可能である う。したがって、(c)および(d)は、監視による「潜在的な利益」を否定する方 向に作用する考慮要素である。

以上の具体的考慮要素に加え、Benczkowski Memo は刑事局の検察官に対し、①異なる経営陣の下で、または、もはや存在しないコンプライアンス環境の中で不正が発生したような(既に不正発生時のコンプライアンス態勢の不備が改善されている)場合、当該企業における企業文化やリーダーシップの変化が、不正の再発防止に十分であるかどうかを考慮すること、②従業員、経営陣または第三者の代理人による問題行動に対処するために、適切な改善措置(適切な場合に、不正の原因となった取引関係および慣行を終了させることも含む)が講じられたか否かを検討すること、③企業組織の改善努力の十分性やコンプライアンス・プログラムの有効性等を評価する際には、

当該企業が事業を行う地域、業界、顧客の性質等、企業が直面している固有 のリスクとコンプライアンス上の課題についても考慮することを求めてい る。

さらに、上記3(2)で紹介したとおり、従来から指摘のあるコンプライアンス・モニターに関する負担の大きさという観点にも関連するが、Benczkowski Memoは、監視による潜在的な利益と潜在的な費用とを比較検討する際に、当該事業組織に対して予測される金銭的負担に加えて、提案されているモニターの役割の範囲が事業運営に対する不必要な負担を回避するために適切に調整されたものとなっているかどうかも考慮することを求めている。

加えて、コンプライアンス・モニター要否の判断について、一般的に、刑事局は、予測される費用および負担に関連して、監視が必要であり、かつ、監視から明らかな利益が得られることが立証されている場合にのみ、監視を課すことを支持すべきであるとされ、企業のコンプライアンス・プログラムとコントロールが、企業事案の解決時点において、有効なものであり、かつ、適切にリソースを提供されていることが立証された場合には、モニターは必要でない可能性が高いという考え方が示されている。

(4) 司法省 (DOJ) の執行ポリシーに与える影響等

ア. コンプライアンス・モニターの要否に関する方針

コンプライアンス・モニターを必要とするか否かという論点はどの企業事案の解決の場面においても重要な問題の一つとして取り上げられるが、今後は今回の Benczkowski Memo が示した具体的な考慮要素、考え方に従い、司法省(DOJ)の検察官が要否を判断することとなる。この点については、従来の Morford Memo 等⁶⁴によっては必ずしも明らかではなかった考慮要素の詳細が明確に示されたという点で、Benczkowski Memo は重要な意義を有する。また、Benczkowski Memo の適用対象は、Morford Memo よりも広く、訴追猶予合意および不起訴合意のみならず、有罪答弁合意でコンプラ

イアンス・モニターを設置することが要求されるような場合にも,新たに示された方針が適用されることとなる。

司法省(DOJ)の刑事局(Criminal Division)が取り扱う個々のケースにおけるモニタリング要否の判断は、事案毎に(1)モニターを採用することが当該企業および公衆に対してもたらす潜在的な利益、(2)モニターを採用するのにかかるコストと企業の事業遂行に与える影響の双方が比較考量されて判断されることとなる。その際に考慮される要素も含めたBenczkowski Memoの概要については上記3(3)で述べたとおりであるが、以下では今後の司法省(DOJ)の執行ポリシー、日本企業の対応を検討する上で意義のある点をいくつか取り上げて論じたい。

第一に、Benczkowski Memoが示した考慮要素は、これまでの司法省 (DOJ) の実務上も、多くの検察官がコンプライアンス・モニターの要否を 判断する際に考慮していた要素と大きくは変わらないとの見方もあるが、Benczkowski Memo が司法省 (DOJ) の刑事局 (Criminal Division) に対する内部向けガイダンスとして、コンプライアンス・モニターの要否に係る考え方や考慮要素を明記した点はやはり重要である。最終的にコンプライアンス・モニターの設置を要求されるか否かは個別具体的な事案を前提とする検察官との間の議論、検察官による裁量的判断による部分も大きいとはいえ665. このような議論や判断の際に司法省 (DOJ) の検察官が依拠する方針

⁶⁴ コンプライアンス・モニターに関するメモランダムとして、他に2009年6月に当時の司法副長官であった Lanny A Breur 氏が発表した "Selection of Monitors in Criminal Division Matters" と題するメモランダム、2010年3月に当時の司法副長官であった Gary Grindler 氏が発表した "Additional Guidance on the Use of Monitors in Deferred Prosecution Agreements and Non-Prosecution Agreements with Corporations" と題するメモランダムが存在する。

⁶⁵ Benczkowski Memoの内容を踏まえても、特定された考慮要素はいずれも主観的な評価によるものであること、司法省(DOJ)の検察官としては不正を起こした企業のコンプライアンス・プログラムに対して懐疑的な見方になると思われることから、コンプライアンス・モニターの設置要否について、司法省(DOJ)の検察官が依然として重要な影響力を保持しているとの評価もある。

や考慮要素が被告となる企業側にとっても明確になったということは、それ を避けたい企業がより効率的かつ早期に当該事案の解決に向けた対応を検 討、実施することに資するものと評価できる。

第二に、基本的な考え方として、コンプライアンス・モニターが企業不正事案一般に要求されるというわけではなく、例外的に必要性が認められる事業について要求されるという考え方が示されている点も重要である。Benczkowski Memoが示した考慮要素を踏まえた比較考量の結果、司法省(DOJ)の検察官としては、「監視が必要であり、かつ、監視から明らかな利益が得られることが立証されている場合にのみ」監視を要求すべきとされており、監視を課すためには監視によって明らかな利益が得られることまで立証することが必要となる。

第三に、不正の内容や悪質性のみならず、不正行為発覚後に企業が実施し た改善措置等の内容。効果が監視により得られる「潜在的な利益」を小さく する方向に作用する要素として挙げられている点、加えて、「企業のコンプ ライアンス・プログラムとコントロールが、企業事案の解決時点において、 有効なものであり、かつ、適切にリソースを提供されていること」が立証さ れれば、監視が必要とまで判断されない可能性が高い旨も明記されているこ とも重要である。コンプライアンス・モニターの設置の負担を可能な限り避 けたい企業としては、既に起こってしまった不正行為の規模や悪質性自体は 事後的に変えられる性質の問題ではないが、不正行為発覚後の当該企業の企 業文化や経営陣の変化、従業員、経営陣または第三者の代理人による問題行 動に対処するために講じられた適切な改善措置等の事後的な対応もコンプラ イアンス・モニターの設置要否の検討に際して考慮されることとなる。この 点が明確となることにより、被告企業も不正発覚後に実施した調査結果を踏 まえ、Benczkowski Memo が示した考え方を念頭に置きながら、速やかに 効果的なコンプライアンス・プログラムの改善、再発防止のための諸策を実 施することが重要であることが改めて明らかとなった⁶⁶。企業としては、上 記「企業のコンプライアンス・プログラムとコントロールが、企業事案の解

決時点において、有効なものであり、かつ、適切にリソースを提供されてい ること | 等を示す事実を司法省(DOI)の検察官に理解してもらう必要があ るが、Benczkowski Memo 中には司法省(DOI)の検察官による評価の際 の視点を示唆する要素も示されている。例えば、不正発覚後の企業文化や リーダーシップの変化が重要ではあるものの、加えてその変化が不正の再発 防止にとって十分な変化であり、不正発生時とは異なる十分なコンプライア ンス体制が整備されたといえることが重要であろう。さらに、企業組織の改 善努力の十分性、およびコンプライアンス・プログラムの有効性と資源を評 価する際の考慮事項として「当該企業が事業を行う特定の地域や業界、当該 企業の顧客の性質など、企業が直面している固有のリスクとコンプライアン ス上の課題を考慮しなければならない。」とされている点も重要である。例 えば、不正を指示または承認した経営陣や従業員に対する懲戒処分等の適切 な措置を検討、実施する必要があることは明らかであるが、一般に解雇が自 由とされる米国とは異なり、日本企業を取り巻く日本の雇用関係法は従業員 の解雇に対してより厳格な制約を課している。このような企業を取り巻く事 情も当該企業が実施した改善努力の十分性等の評価に当たっては考慮される 可能性がある。

Benczkowski Memo が示した考慮要素、考え方に従った議論の結果、仮にコンプライアンス・モニターが必要と判断されたような場合であっても、Benczkowski Memo により、あくまでコンプライアンス・モニターの役割の範囲は、企業の運営に対する不必要な負担を回避するために適切な範囲に調整されることが要求されており、被告企業が負うべき金銭的負担、コンプ

⁶⁶ Benczkowski Memo の発表に先立つ事案ではあるが、SOCIETE GENERALE S.A. との2018年6月5日付け訴追猶予合意(DPA)において、企業による是正措置やコンプライアンス・プログラムの状態を踏まえて、コンプライアンス・モニターが必要ないと判断された旨が明示されている。"based on the Company's remediation and the state ofits compliance program, and the Company's agreement to report to the Offices as set forth in Attachment D to this Agreement, the Offices determined that an independent compliance monitor was unnecessary; "(https://www.justice.gov/opa/press-release/file/1068521/download)(最終アクセス: 2019年3月29日)

ライアンス・モニターの活動に伴う事実上の不利益は監視の目的に照らして必要な範囲に限定されることが期待できる。なお、実際にコンプライアンス・モニターが選任された後の司法省(DOJ)の関与のあり方に関しては、Benczkowski Remarks において言及されているとおり、司法省(DOJ)は監視が適切かつ効果的に実施されるよう確保する負担を有しており、特に、検察官としては監視が適切な範囲で実施され、監視の範囲が違法に拡大することがないようにする必要がある。また、Benczkowski Remarks では、企業に対して、仮にコンプライアンス・モニターが権限や監査範囲を逸脱する等の問題に直面したような場合には、司法省(DOJ)に指摘、相談するよう呼び掛けている点にも留意する必要がある⁶⁷。そもそも、コンプライアンス・モニターの具体的な活動は根拠となる訴追猶予合意等の合意内容に従ったものでなければならないところ、以上の指摘は従前から指摘されていたコンプライアンス・モニターによる監視が企業にもたらす負担やリスクの大きさに配慮したものと評価でき、企業としても不当に監視範囲、活動範囲が拡大していないかという観点からチェックを怠らない対応が重要となる。

⁶⁷ この点に関する Benczkowski Remarks での Benczkowski 氏の発言は次のとおりである。"I want to make very clear that once a monitor is selected and installed, our work at the Department is far from over. We take seriously our burden of ensuring that monitorships are being carried out properly and effectively. In particular, it is incumbent on our prosecutors to ensure that monitors are operating within the appropriate scope of their mandate. Monitorships should never be expanded or extended for any illegitimate reason.

While the contractual agreement is ultimately between a monitor and the company, we are here to act as a referee of sorts where needed, consistent with the governing agreement. If a company that is subject to a monitor encounters problems, they should feel comfortable approaching the Department. While we do not want to encourage frivolous claims, we absolutely want to know of any legitimate concerns regarding the authorized scope of the monitorship, cost or team size. If a company wants to raise its hand with an issue, we are here to listen." (下線部は引用者による)

イ、コンプライアンス・モニターを選定するための手続の明確化

Benczkowski Memoでは、上記で概説した個々のケースにおけるモニタリング要否の判断に関する方針(A)のほか、コンプライアンス・モニターを選定するための手続が整備、明確化されている。このような手続が整備された目的は、コンプライアンス・モニターの選定手続を公平、公正なものとすること⁶⁸、最も適切な候補者がコンプライアンス・モニターとして選定されることを確保すること、利益相反の疑いが生じることを避けることにある⁶⁹。企業事案の解決時に合意された条件の履行を確保し、将来の不正行為の再発防止を図るというコンプライアンス・モニターの目的を手続的にも確保するために定められた手続といえる。

4. DOJ マニュアルにおける個人責任の追及に関する方針の修正 (2018年 11月29日)

(1) Rosenstein 司法副長官による修正の公表

2018年11月29日, FCPA に関する the American Conference Institute の 第35回国際会議において、当時の Rod J. Rosenstein 司法副長官は、2015年 9月10日当時の Sally Quillian Yates 司法副長官が公表したメモランダム (「Individual Accountability for Corporate Wrongdoing」、以下「Yates Memo」という。)が示した指針の修正を発表した(以下、同日の発表内容

 $^{^{68}}$ 一部に縁故主義(cronyism)との批判が強かったことを踏まえての対応であったと 推測される。

Benczkowski 氏は Benczkowski Remarks において、"our goal here is to ensure that the process is fair, ensures the selection of the best candidate, and avoids even the perception of any conflicts of interest. For this reason, the Division's monitor selection committee will continue to include an ethics official from the Criminal Division. We want to ensure that businesses and the public are confident in the selection process, avoiding any suggestion that monitors are chosen for inappropriate reasons, including personal relationships or past employment in the Department." と述べている(https://www.justice.gov/opa/speech/assistant-attorney-general-brian-benczkowski-delivers-remarks-nyu-school-law-program)(最終アクセス:2019年3月29日)。

を「Rosenstein Remarks」という。)。

(2) Rosenstein 司法副長官による修正の背景

Yates Memo とは、司法省(DOJ)による企業犯罪の調査に関して、不正に関与した個人の訴追、責任追及を強化するとの同省の立場を明確にした指針である。Yates Memo では、調査開始当初から個人に対する責任追及を意識することを強調するとともに、起訴・不起訴等の処分判断や罰金額の算定において企業に有利な事情として考慮される協力クレジット(Cooperation Credit)70に関して、企業がその資格を得るためには、①疑われている不正行為について責任を有する者の調査をし、②不正に関与した全ての従業員を特定し、および③「地位、役職および年功に関わらず」これらの従業員に関する証拠・一切の関連事実を司法省(DOJ)に提供しなければならない旨が明記されていた71。

このように、Yates Memo の特色は、協力クレジットを得るための考慮要素の一つではなく、必須の要件として、各個人の不正への関与の範囲、程度、責任の重さ等にかかわらず、不正に関与した全ての個人についての全ての関連情報を当局に提供することを要求する点にあった(いわゆる All or Nothing アプローチ)。したがって、司法省(DOJ)の捜査対象となった企業は、明文の指針としての Yates Memo が存在する以上、嫌疑のある不正に関与した者を全て特定するために、嫌疑のある不正行為に即して、責任を負う可能性のある役員および従業員を全て特定するに足りる広範囲で包括的な内部調査を実施する必要があり、その結果企業が特定して情報提供した個

⁷⁰ 協力クレジットとは、司法省 (DOJ) が企業による調査協力に対して与える報奨のようなものであり、それが起訴・不起訴の判断や罰金額に与える影響は事案の性質や協力の内容・程度によって様々である。

⁷¹ Yates Memo においては、"That is, to be eligible for any credit for cooperation, the company must identify all individuals involved in or responsible for the misconduct at issue, regardless of their position, status or seniority, and provide to the Department all facts relating to that misconduct." と述べられていた。

人について、後に、たとえ一人でも関与者が漏れていたことが発覚した場合には、実質的に見れば漏れていた個人の不正への関与の程度が軽微で、当該個人が起訴される可能性がないといえるような場合であっても、上記指針により、企業が協力クレジットを得られないというリスクが存在した。

Yates Memoが示したこのような指針については、当時の Rosenstein 司法副長官が、民間部門の利害関係者や司法省(DOJ)内部の職員からの提案を受け、2017年から見直しの検討を開始していた。2018年11月29日の Rosenstein Remarks で発表された指針の修正は、実務経験豊かな司法省 (DOJ) 内部の民事・刑事の弁護士や民間部門の弁護士らによる審議、検討の結果の多くを反映させたものとされている。

(3) 2018年11月の DOJ マニュアル Title 9-28(「企業訴追の諸原則」 (Principles of Prosecution of Business Organizations))の改訂概要⁷²

Rosenstein Remarks において発表された修正は、具体的には DOJ マニュアルの関連セクションの内容を改訂する形で実施されたが、その概要は以下のとおりである。なお、修正後も、司法省(DOJ)は、従来と同様、個人責任の追及を企業犯罪の調査において最重要視していることには変化はないという点には留意すべきである⁷³。

⁷² 修正がされたセクションの邦訳については、本稿5(3)以下を参照されたい。また、本稿では Title 9-28のうち、2018年11月に改訂されたセクションを取り上げているため、その他のセクションの解説、邦訳については、前掲注4の拙稿を参照されたい。

⁷³ このように個人責任の追及を重要視する姿勢は、DOJマニュアルの Title 9-28.010 「企業訴追の基本原則」や Title 9-28.210「不正に関与した個人の重視」にも現れている。今回の改訂により、DOJマニュアルの Title 9-28.210「不正に関与した個人の重視」の一般原則に、「米国は一般的に、企業事案の解決による免責措置に基づき、個人を刑事責任から免責するべきではない。このような極めて例外的な事情による個人の刑事責任からの免責措置を行う場合には、関連する司法次官補か連邦検事によって、直接書面による承認を得なければならない。」旨が追加されている。さらに、Rosenstein Remarks においても、改訂後の指針の下でも、不正を実行した個人に対する責任追及が全ての企業犯罪調査において最重要である旨、企業犯罪に対する最も効果的な抑止力は、犯罪を実行した者を特定し、罰することである旨が確認されている。

Rosenstein Remarks で発表された修正のうち、第一に注目すべき修正点としては、改訂後のDOJ マニュアルでは、企業が協力クレジットを得るために要求される情報開示の範囲をより実質的、現実的な形で評価する形に改めたことが挙げられる。

上記のとおり、Yates Memoの方針は、企業に対して、その役割を問わ ず、嫌疑のある不正に何らかの形で関与した全ての個人を特定し、政府に報 告させることを求めるもので、一見優れた方法にも見える。しかしながら、 Rosenstein Remarks において指摘されているとおり、Yates Memo が示し た指針には非実用的で非効率的な面も存在した。例えば、大企業において多 くの従業員が関与する日常業務の一部として不正行為のスキームが組み込ま れ、長期間にわたり不正行為が継続していたような事案を想定すれば、対象 企業に不正に関与した全ての従業員を特定させ、全ての情報提供を厳格に要 求することとなれば、対象企業が負担する調査費用等のコストや調査に要す る期間も多大なものとなり、ひいては当該事案の早期解決を妨げ、非効率な 状況を生み出してしまうことが予想できるで、しかしながら、このような事 態は、捜査対象企業のみならず、不正に実質的に関与した個人の責任追及 や、限られた人員、資源を効率的に活用して事件を迅速に処理することを望 む司法省(DOI) にとっても望ましい状況ではなかった。また、事実、当時 の Rosenstein 司法副長官本人も認めるとおり、いくつかの事案において、 この弊害を回避するために、司法省(DOI)の検察官が上記指針を厳格には 適用しない事例も散見された。

Rosenstein Remarks で発表された修正では、このような問題意識を前提に、司法省(DOJ)の方針は人的・物的リソースが限られている現実の状況においても機能する方針である必要があるとの観点から、司法省(DOJ)として、不正への実質的な関与がなく、訴追される可能性がないような個人で

⁷⁴ 特に、司法省(DOJ)と企業の不正行為の定義や範囲についての意見、解釈が一致していない事例において、当該事案の解決を目指すような場合においては、Yates Memoが明示した上記指針に従った対応を取ることは困難であった。

はなく、当該企業による犯罪について重要な役割を担った個人に焦点を当てるべきという点 75 を踏まえ、協力クレジットを得るために司法省(DOJ)への情報提供が必要とされる範囲をより実質的に評価する修正が行われた。具体的には、修正後のDOJマニュアルでは、刑事手続に基づく調査の対象となる企業は、不正に「実質的に関与したかまたは責任がある(substantially involved in or responsible for)」個人を特定し、その情報を提供することで協力クレジットが得られる点が明示されている(DOJマニュアル Title 9-28.700「調査協力の評価」)。そして、Rosenstein Remarks は、もし企業が不正に「実質的に関与したかまたは責任がある(substantially involved in or responsible for)」個人を特定するために誠実に努力しなかった場合には、司法省(DOJ)はいかなる協力クレジットも与えない旨を明言しており、加えて、企業がそのような評価を受けることのないよう、関連事実の情報収集について、検察官と十分かつ率直に協議をすることを提言している。

さらに、注目すべき点として、企業が完全な協力をするために誠実に努力したにもかかわらず、全ての関連ある個人を特定することができず、あるいは、当局に完全な事実情報を提供することができない場合であっても、当該企業はなお協力クレジットを得られる可能性がある点が明確にされている(DOJマニュアル Title 9-28.700「調査協力の評価」)。具体的には、企業内の特定の個人が調査に協力しない等の事情により一定の証拠にどうしてもアクセスができない状況や、政府への情報開示が実質的に禁止されるような状況においても、企業側として全面的調査を実施する最善の努力をし、企業が直面している上記のような制約について検察官に説明を行うことによって、

Rosenstein Remarks の中で、「私達は企業を犯罪行為に至らしめる上で重要な役割を果たすような個人に焦点をあてたいと考えている。私達は誰が不正行為を許可し、彼らが何を知っていたのかを知りたいと考えている。」("We want to focus on the individuals who play significant roles in setting a company on a course of criminal conduct. We want to know who authorized the misconduct, and what they knew about it.")と述べられているように、現在の司法省(DOJ)は最も責任のある個人に関する情報に焦点を当てようとしていることが伺える。

当該企業が協力クレジットを得られる可能性が認められることとなる。

(4) 司法省(DOJ)の執行ポリシーに与える影響等および今後の課題

今回の修正により、協力クレジットを得るために情報提供が必要な個人の 範囲が実質的に評価されることになったため、司法省(DOJ)による調査の 対象となる企業側の負担が一定程度軽減され得る。特に、日本において近年 発覚が相次いでいる不祥事事案に代表されるように、不正行為の中には、そ れがルーティーン業務の一環として定着し、歴代の業務担当者が上司の指示 の下で関与する形で長期にわたって継続しているようなケースも一定数存在 すると想定されるところ、このようなケースでは不正関与者は通常広範に及 ぶことから、今回の方針変更は重要な意義を有するものといえる。

他方、今回の方針変更後のDOJマニュアルやRosenstein Remarksにおいても、何をもって、不正に「実質的に関与したかまたは責任がある(substantially involved in or responsible for)」個人と評価されるのかについては、明確な定義や解説は見当たらず、具体的な事実関係を前提とした評価については未だ不明瞭な点が残る。また、そのような評価を行うためには、いずれにしても誰が、何を、いつ、どこで、どのようなスキームで行ったのかという不正行為の全貌を明らかにすることが必要となり、企業側の調査負担という側面からは必ずしも負担軽減につながるわけではないとの指摘も見られる。さらに、Rosenstein Remarks は、企業が協力クレジットを得るためには、司法省(DOJ)の検察官により、企業が不正行為に実質的に関与したかまたは責任がある個人を特定するために誠実に行動したこと(operating in good faith to identify individuals who were substantially involved in or responsible for wrongdoing)が認められる必要があり、そのような行動が認められないような場合には、司法省(DOJ)としては協力クレジットを付与しないと明言している。

⁷⁶ Rosenstein Remarks は、いくつかの事案において、司法省(DOJ)の検察官が Yates Memoの指針を厳格には適用しない事例が存在したと指摘している。

今回の方針変更の多くの点は、DOJマニュアルを司法省(DOJ)の運用 実態に沿う形で修正したものと評価することが可能であるが⁷⁶,不正に「実 質的に関与したかまたは責任がある(substantially involved in or responsible for)」個人の範囲や、企業による調査等の取組みが誠実な行動 と評価できるか否かについては、具体的な事実関係を前提に司法省(DOJ)の検察官が評価、判断することとなる。そのため、今後、司法省(DOJ)の 検察官が修正後のDOJマニュアルをどのように適用していくのか、修正後 の指針が実務にどの程度影響を与えるのかについては、現時点で正確に予測 することは難しく、今後の実務の動向を注視する必要がある。

(5) 司法省 (DOJ) の民事手続に関する方針の修正

刑事事件における起訴基準である「企業訴追の諸原則」自体に直接影響する内容ではないものの、上記の Rosenstein Remarks で発表された方針変更には、司法省(DOJ)が担当する民事事件についての方針変更も含まれているため、その内容についても若干補足する。司法省(DOJ)の弁護士が担当する民事事件としては、例えば、米国虚偽請求取締法(False Claim Act)77の事案が挙げられる。

今回の方針変更以前は、民事手続についても、前述の刑事手続と同様、調査協力に基づくメリットを企業が享受するためには、不正に関与した全ての個人に関する情報を司法省(DOJ)に提供することが必須の要件とされており、部分的に過ぎない情報提供では一切の調査協力が認められないという、All or Nothing アプローチが採用されていた。しかし、民事手続は刑事手続と異なり、金銭の回収が主目的であること、民事手続においても、企業に対して、不正に関与した、民事責任を負う可能性のある全ての個人の特定を求

⁷⁷ False Claim Act は米国政府との取引行為における不正行為を取り締まる法律であり、例えば、①知りながら、政府に対して、不正または詐欺的な請求を行いまたは行わせしめること(31 U.S.C. § 3729(a)(1)(A))等合計7種類の行為類型を禁止している。FCA 違反者には、政府が被った損害の3倍の額の損害賠償が科せられる(31 U.S.C. § 3729(a) (1)。

めることは非効率かつ非現実的であることなどを踏まえ、損害回復、将来の 不正抑止をもたらすような解決案であれば司法省(DOI)が柔軟に受け入れ ることができるように修正された。具体的には、修正後の指針の下では、司 法省(DOI)の民事弁護士に対して、伝統的に認められていた裁量を復活さ せる形で、一定の監督下で、いくつかの異なるレベルの協力クレジットを企 業に与える裁量を認めた。また、修正後の指針においては、協力クレジット を得るための最低限の要件として、企業は取締役会や上級経営陣のメンバー を含む上級役職員 (Senior Officer) による全ての不正を特定する必要があ り、また、最大限のクレジットを得るためには、企業はさらに不正に実質的 に関与した、あるいは責任を有する全ての個人を特定する必要がある旨が明 確に示された78。加えて、この方針変更により、刑事手続におけるのと同様 に、従来の All or Nothing アプローチが民事手続においても排除され、より 柔軟な対応が可能となり、企業が協力クレジットを得るために当局の調査に 対して有意な協力 (meaningful assistance) を行った場合には、司法省 (DOI) の弁護士の裁量により部分的な協力クレジットが与えられることと なった⁷⁹。

この民事手続における方針変更について、Rosenstein Remarks の中では、All or Nothing アプローチを排除した修正後の指針の下でも、上級経営陣や取締役会の構成員による不正を隠蔽するような企業や誠実さに欠ける企業に対しては、いかなるクレジットも与えない旨の注意喚起がされている点には留意する必要がある。

⁷⁸ The United States Department of Justice, supra note 5, para. Title 4-3.100 – Pursuit of Claims Against Individuals (3)診照。

⁷⁹ 前掲注78参昭。

5. 邦訳

(1) Pile on Memo

米国司法省 司法副長官室

司法副長官

ワシントン DC 20530

2018年5月9日

宛先: 司法省各部の長

連邦検事

CC: 企業執行および企業責任についての司法省ワーキンググループ

作成者: ロッド [. ローゼンスタイン

司法副長官

件名: 企業事案の解決における罰則の調整に関する指針

企業に対する執行は、他の刑事・民事執行と同様に、法の定めにより導かれるものでなければならない。企業事案の解決に至る際、司法省は、衡平な結果を達成するために、全ての部局、他の法執行機関および規制当局により科される罰金、罰則、および/または没収の全体・総体を考慮すべきである。

本書面に添付された条項は、連邦検事マニュアル(USAM)に新たに盛り込まれるものである。これらの条項は、米国内外の法執行機関および規制当局と我々とのパートナーシップの強さとともに、公正性に対する司法省の責任を踏まえたものである。

我々は、公益を十分に保護するために調整された調査および解決を通じた ものも含め、企業犯罪者を根絶し、処罰することに尽力している。また、司 法省は企業による不正行為についての自主的な開示と責任のある企業関係者による協力の価値を認識している。適切な場合には、企業事案の解決において罰則の調整とバランスを図ることがこれらの目的に資するものである。

この問題に関する関係者からの有益な提案と、米国民に奉仕するための献 身的な活動に感謝する。

USAM Title 1の新たなセクション

1-12.100 - 同一の不正行為に起因する並行および/または共同の調査,手続における。企業事案解決のための罰則の調整

複数部局および/または他の連邦、州、あるいは地方の執行当局が関与する形で、並行および/または共同で行われる企業に対する調査や手続においては、司法省の弁護士は、追加的な民事・行政上の金銭支払いを引き出すため、または引き出そうとして、刑事執行権限を不当に利用してはならないという倫理的義務に留意しなければならない。

また、複数部局が同一の不正行為について調査をしている事案について企業と当該事案を解決するにあたっては、司法省の弁護士は企業に対して不必要な罰金、刑罰および/または没収の重複を避けるために、互いに調整を行うべきである。具体的には、各部門の弁護士は、衡平な結果を達成することを目的として、同一の不正行為に関して企業と事案を解決しまたは解決することとなる他の部局に対して支払われる罰金、刑罰および/または没収の金額および割当てについて考慮しなければならない。

さらに、司法省は、必要に応じて、同一の不正行為について企業と事案を解決しようとしている他の連邦、州、地方、または外国の執行当局に対して支払われる罰金、刑罰および/または没収の金額を考慮し、調整するよう努

めるべきである。

司法省は、部局や他の執行当局との調整および分担が十分に正義の実現という利益(Interest of Justice)を保護するものであるか否かを決定するに際して、全ての関連要素を考慮しなければならない。関連要素には、例えば、企業の不正行為の悪質性、罰金、刑罰および/または没収に関する法定権限、最終的な解決の達成が不当に遅延するリスク、および、他の関連執行当局に対する開示および協力とは別に、司法省に対する企業の開示および協力の十分性および適時性が含まれ得る。

本規定は、不正行為によって失われた政府の金銭を回復するため、または被害者に対して損害賠償を提供するために、救済が設計されている場合等の適切な状況において、司法省の弁護士が追加的な救済を検討することを妨げるものではない。

USAM Title 9に追加された新しいクロスリファレンス [灰色で示された部分]

9-28. 1200 - 民事または規制上の代替措置

A. 一般原則:検察官は、非刑事的な代替措置が不正を行った企業を十分に 抑止し、処罰し、更生させるか否かを検討しなければならない。訴追に対す る非刑事的な代替措置一例えば民事または規制当局による執行活動一の十分 性を評価する際、検察官は以下の事項を含むあらゆる関連要素を検討すべき である。

- 1. 代替的な処理方法に基づいて利用できる制裁
- 2. 効果的な制裁が科されることについての見込み、および
- 3. 非刑事処分が連邦法執行上の利益に及ぼす影響

また、「USAM 1-12. 100 - 同一の不正行為に起因する並行および/または共同の調査、手続における、企業事案解決のための罰則の調整」も参照のこと。

(2) Benczkowski Memo

米国司法省刑事局

司法次官補室

ワシントン DC 20530

2018年10月11日

宛先: 刑事局全職員

作成者: Braian A. Benczkowski

司法次官補

件名: 刑事局対応事項におけるモニターの選定

このメモランダムの趣旨は、刑事局の弁護士⁸⁰が取り扱う事案について、モニターの選定に関する基準、方針および手続を定めることである。本メモランダムは、当時司法副長官であった Craig S. Morford が発行した「企業との訴追猶予合意および不起訴合意におけるモニターの選定および利用」と題するメモランダム(以下「Morford メモランダム」または「メモランダム」という。)が提供する指針を補足するものである⁸¹。本メモランダムに記載されている基準、方針、手続は、特定の事件においてモニターが適切である

^{***} 本メモランダムの内容は、刑事局の弁護士に法的問題についての内部ガイダンスを提供するものである。本メモランダムのいずれの内容も将来のまたは実際の証人または当事者による行政上、民事上または刑事上の事項に関して強制可能な実体的または手続的権利、特権または利益を創出することを意図するものではない。このメモランダムは、モニター選定に関する刑事局の2009年6月24日付けメモランダムに取って代わるものである。

か否かについての刑事局の全ての決定、また、あらゆる訴追猶予合意 (「DPA」)、不起訴合意 (「NPA」)、刑事局とモニターの設置を必要とする 事業組織との間の有罪答弁合意⁸²に適用されるものである。

A. 個々のケースにおけるモニタリング要否の判断の原則

独立した企業モニターは、DPA、NPA、有罪答弁合意のいずれかにかかわらず、企業が企業犯罪事案の解決における条件を遵守しているかどうかを評価するための有益な資源であり、有益な手段となり得るものである。モニターはまた、当該企業犯罪事案の解決の対象とされた不正行為やコンプライアンスの失敗が再発するリスクを低減させる効果的な手段となり得る。

こうした利点があるにもかかわらず、企業犯罪事案における解決の多くではモニターを課す必要がなく、モニターを課す必要性を生み出した特定の問題や懸念点に対処するために監視範囲は適切に調整される必要がある。Morfordメモランダムは、「[a]モニターは、特定の問題についての事実および状況を前提として適切な場合にのみ使用されるべきである。」と説明し、モニターの必要性および妥当性を評価する際に検察官を導くべき2つの広範な考慮事項を述べた。(1)モニターを採用することが当該企業や公衆にもたらす潜在的な利益、そして(2)モニターを採用するのにかかるコストと企業の事業遂行に与える影響である。Morfordメモランダムはまた、モニターが懲罰的目的で課されるべきではないことも明確にした。

⁸¹ Morford メモランダムは、各部局に対し、「検察官の常設または暫定的な委員会を設置し、モニター候補者の選定または拒否を適宜検討すること」を求めている。このメモランダムはまた、当該委員会には倫理アドバイザー、関係部局の長、他の経験豊富な検察官が含まれることを要求している。

⁸² Morford メモランダムは DPA と NPA にのみ適用されるが、本メモランダムは、裁判所が合意を承認する限り、刑事局はモニターを課す有罪答弁合意に対しても同様の原則を適用する旨を明確にするものである。

本メモランダムは、これらの考慮事項について詳述するものである。モニターの「潜在的利益」を評価するに当たっては、刑事局の弁護士は、次の要因を考慮しなければならない。(a)問題となっている不正が、企業の帳簿や記録の操作、あるいは不十分なコンプライアンス・プログラムや内部統制システムの利用を伴うものであったかどうか、(b)問題となっている不正が、企業組織全体に広がっていたかどうか、または、上級管理職によって承認もしくは促進されたものかどうか、(c)企業が、企業のコンプライアンス・プログラムや内部統制システムに多額の投資を行い、改善を行ったかどうか、(d)コンプライアンス・プログラムや内部統制の改善が、将来的に同様の不祥事を防止または発見することを証明するために検証がされたかどうか。

企業の異なるリーダーシップの下、または、企業内にもはや存在しないコンプライアンス環境の中で不正が発生したような場合、刑事局の弁護士は、当該企業の企業文化やリーダーシップの変化が、不祥事の再発防止に十分であるかどうかを考慮しなければならない。また、刑事局の弁護士は、従業員、経営陣または第三者の代理人による問題行動に対処するために、適切な改善措置が講じられたか否かを検討しなければならない。これには、適切な場合に、不正の原因となった取引関係および慣行を終了させることも含まれる。企業組織の改善努力の十分性、およびコンプライアンス・プログラムの有効性と資源を評価する際には、刑事局の弁護士は、当該企業が事業を行う特定の地域や業界、当該企業の顧客の性質など、企業が直面している固有のリスクとコンプライアンス上の課題を考慮しなければならない。

予想される監視による便益と潜在的な費用とを比較検討する際, 刑事局の 弁護士は, 当該事業組織に対して予測される金銭的費用だけでなく, 提案されているモニターの役割の範囲が事業運営に対する不必要な負担を回避する ために適切に調整されたものとなっているか否かも考慮すべきである。 一般的に、刑事局は、予測される費用および負担に関連して、監視が必要であり、かつ、監視から明らかな利益が得られることが立証されている場合にのみ、監視を課すことを支持すべきである。企業のコンプライアンス・プログラムとコントロールが、企業事案の解決時点において、有効なものであり、かつ、適切にリソースを提供されていることが立証された場合には、モニターは必要でない可能性が高い。

B. モニターシップ契約の承認. 協議および同意要件

いかなる事案においても、当該事案を取り扱う刑事局の弁護士は、モニタリングの賦課に同意する前に、まず、その監督者(関係部署の長を含む。)の承認を受けなければならない。また、刑事部の司法次官補(以下「AAG」という。)、またはその指定した者(大半の場合、司法次官補代理(以下「DAAG」という。)であり、当該部の監督責任を負うことになる。)からの同意も得る必要がある。

C. 刑事局のモニターシップ契約の条件

前提事項として、刑事局と企業との間で締結される、モニターの設置を要求する内容を含む訴追猶予合意(DPA)、不起訴合意(NPA)、または有罪答弁合意(Plea agreement)(以下「**合意**」という。)には、以下の内容を含めなければならない。

- 1. モニターに要求される資格の説明
- 2. モニター選定手続の説明
- 3. 監視期間中にモニターを交代させる必要がある場合の交代手続の説明

深水 大輔・勝 伸幸

- 4. 両当事者が、当該合意の締結から60日以内にモニター選定プロセスを完了するよう努力する旨の陳述
- 5. モニターの責任および監視範囲についての説明
- 6. 監視期間の長さ

D. モニター選定に関する常任委員会

刑事局は、モニター選任に関する常設の委員会(以下「**常任委員会**」という。)を設置する。

1. 常任委員会の構成

常任委員会は、次の者をもって構成する。(1)経済犯罪課⁸⁸の監督責任を有する DAAG またはその指名を受けた者⁸⁴, (2)経済犯罪課の長(経済犯罪課でない場合は、その他の関係課の長)またはその指名を受けた者⁸⁵, および(3)刑事局の指定代理機関倫理担当官(Deputy Designated Agency Ethics Official)⁸⁶。本項で検討されていない更なる交代が特定の事件で必要となる場合、経済犯罪課の監督責任を有する DAAG が、特定の事件についての一時的な追加の委員を任命する。

⁸³ 訳者注: Fraud Section は「詐欺課」と訳されることがあるが、ここで用いられている「Fraud」は、日本語にいう「詐欺」に限定されるものではなく、また、この部署は主に重大あるいは複雑な経済犯罪を取り扱う部署であるため、その実質を考慮し、本稿では「経済犯罪課」と訳すこととする。

BAAG が特定の事件から忌避された場合、司法次官補は、常任委員会における DAAG の立場を埋める代理人を任命する。

⁸⁵ 当該課の長が特定の事件について忌避されたときは、その事件について監督責任を有する Principal Deputy Chief または Deputy Chief に代わるものとする。

⁸⁶ 刑事局の指定代理機関倫理担当官が、特定の事件について忌避されたときは、刑事局の代わりの指定代理機関倫理担当官またはその指名を受けた者に代わるものとする。

経済犯罪課に対する監督権限を有する DAAG またはその指名を受けた者は、常任委員会の委員長となり、常任委員会がその責務を果たすことを確保する責任を負う。

常任委員会の委員を含め、選定プロセスに関与する全ての刑事局の従業員は、18 U.S.C. Section 208, 5 C.F.R. Part 2635 (経済的利害)、28 C.F.R. Part 45. 2 (個人的または政治的関係) において規定される利益相反ガイドラインを遵守する義務に留意すべきである。また、刑事局の指定代理機関倫理担当官に対して、当該遵守についての書面による証明を実務上可能な限り速やかに、しかしモニター推薦メモランダムが刑事局の司法次官補(「AAG」)に提出される時点までに提出しなければならない。

2. 常任委員会の招集

合意を締結する関連部署の長は、常任委員会の議長に対し、実務上可能な限り速やかに、常任委員会を招集する必要がある旨を通告しなければならない。合意の対象となる政府と企業組織(以下「企業」という。)との間で、原則的合意に達した時点で、速やかに合意締結日までに通知を行わなければならない。議長は、以下のモニター推薦メモランダムを受領した後、実務上可能な限り速やかに常任委員会会議を招集し、当該事案に対する常任委員会の参加者を特定し、常任委員会の委員間にコンフリクトがないことを確保する。

E. 選定プロセス

Morford メモランダムに規定されるように、モニターは、固有の事実関係とそれぞれの問題状況、および個々の候補者の利点に基づいて選択されなければならない。したがって、選定過程は以下のとおりとする。(i)手続に対す

る公衆の信頼を醸成し、かつ(ii)結果として、いかなる潜在的もしくは実際の利益相反を伴わず、または潜在的もしくは実際の利益相反状況の出現を伴わず、かつ、任務に適した、高度な資格を有する者または事業体を選択する。これらの目的を満たすために、以下の下項に記載されているように、常任委員会からこの手順を逸脱する権限を与えられない限り、刑事局は、以下の手順87を用いてモニターを選定するものとする。

1. モニター候補者の指名

モニター選考の最初の段階で、企業の弁護士は、この事項を扱う刑事局の 弁護士から、3人の適任のモニター候補者のプールを推薦するよう助言される⁸⁸。本合意締結後少なくとも20営業日以内に、企業は、モニター候補者を 特定する書面による提案を提出し、最低限、以下を提供しなければならな い。

- a. 以下に挙げる評価上の考慮事項および要素を裏付けるための,各候 補者の資格および資格の説明
- b. 監視終了日から2年以上の期間,モニターを雇用したり,提携したりはしない旨の企業の書面による証明書
- c. 候補者の各人が、現在または最近(すなわち過去2年以内に)企業 の従業員、代理人または代表者ではなく、企業、その子会社、関連 会社もしくは関連事業体、またはその従業員、役員もしくは取締役 と利害関係を有さず、一切の関係を有しない旨の書面による証明書
- d. 各候補者が、その候補者が顧客に対して、刑事課(または他の部局

⁸⁷ 本メモランダムに概説されている選定手続は、監視の開始時におけるモニターの選定 および必要に応じて行われる代替モニターの選定の双方に適用される。

⁸⁸ 企業または刑事局のいずれかによるモニター候補者の提出または選定は、いかなる人 または階級の人に対する不法な差別もすることなく実施されるべきである。

の構成員)がモニター選考の過程に関与する事項について代表する 旨、当該候補者がそれらの顧客から権利放棄を受けた旨または他の 事項についてカウンセルとしての業務を取りやめた旨を通知したこ とを証する書面

e. 企業がモニターとして最初に選任するモニター候補者を特定する声明

2. モニター候補者の初期レビュー

当該事案を担当する刑事局の弁護士は、部署の監督者とともに、各モニター候補者に速やかにインタビューを実施し、その資格および任務への適合性を評価し、検討を行うに当たっては、次の事項を考慮しなければならない。

- a. 各モニター候補者の一般的な経歴, 教育・訓練, 職業経験, 職業表彰・栄誉, ライセンス, 関連する専門家の間の評判, モニターとしての過去の経験
- b. 各モニター候補者の問題となっている特定の分野に関する経験と専門知識, 問題となっている特定の分野に関する経験と知識を組織的に応用すること
- c. 効果的かつ公平なモニターの業務遂行を確保するための, 各モニター候補者の企業からの客観性・独立性の程度
- d. 各候補者がモニターとしての責務を効果的に果たすためのリソース の十分性
- e. 刑事局の弁護士が状況に基づき決定する,各モニター候補者の資格 および能力に関連するその他の要因であって,モニター契約により 要求される業務およびモニター対象となる事業組織の性質に関連す る要因

当該事項を取り扱う弁護士およびその監督者が、3名のいずれかまたは全ての候補者が必要な資格を有していないと判断した場合は、企業に届け出て、20営業日以内に別の候補者を企業のカウンセルから提案するように依頼しなければならない⁸⁹。当該事項を担当する弁護士が、当社が3名の適格候補者の名簿を提出したと判断した場合、当該候補者の審査を行い、上司と協議し、いずれのモニター候補者を常任委員会に推薦すべきかを決定しなければならない⁹⁰。

3. モニター推薦メモランダムの作成

当該事案を担当する弁護士とその監督者が候補者を推薦したら、その選定 過程は常任委員会に付託されるべきである。当該事案を取り扱う弁護士は、 本メモランダムに添付された様式で、常任委員会に対して書面によるメモラ ンダムを作成しなければならない。当該メモランダムには、以下の情報が含 まれていなければならない。

- a. 基礎となっている事件の簡単な陳述
- b. 提起された告発(もしあれば)を含む事件の処分案の説明
- c. 本メモランダムに記載された考慮事項に基づいて, 当該事案においてモニターが必要とされる理由についての説明

⁸⁹ 企業は、状況により延長が正当化される場合、追加の候補者または候補者を提案する ための合理的な期間延長を与えられる。当該事項を取り扱う弁護士は、このような延長 について常任委員会に助言しなければならない。

⁹⁰ 当該事案を取り扱う刑事局の弁護士が、その監督者とともに、企業が、本メモランダムに規定されている指針に従って、受諾可能な候補者を提案しておらず、提案する意思がないか、または提案することができないと判断し、かつ、企業の候補者提案の遅れが、契約または将来の監視に悪影響を及ぼしていると判断した場合、弁護士は、常務委員会と協議の上、代替候補者を特定し、当該候補者のリストを企業に提出し、検討を求めることができる。

- d. モニターの責任の概要およびその任期
- e. 候補を選択するために使用されるプロセスの説明
- f. 選任された候補者の資格, および選任された候補者が推奨されている理由の説明
- g. 候補者の選定に際して、相殺されるような検討事項がある場合に は、それについての説明
- h. 企業が検討のために提案した他の候補者の説明、および
- i. 候補者の選定にあたって、18 U.S.C. Section 208, 5 C.F.R. Part 2635 および18 U.S.C. 28 C.F.R. Part 45に規定されている利益相反ガイド ラインを遵守している旨の、本メモランダム添付の様式に従ってモ ニター選定過程に関与する刑事局の各弁護士が署名した証明書

モニタリング推薦メモランダムには、合意書面の写しおよび問題の処理を 反映するその他の関連文書を添付し、常任委員会に提出しなければならない。

4. モニター候補者の常任委員会による検討

常任委員会は、モニタリング推薦メモランダムに記載された推薦を検討し、その推薦を受諾するか否かの投票をする。常任委員会は、その決定の過程において、その裁量により、企業が検討のために提出した候補者の1名以上と面談することができる。

常任委員会が推薦された候補者を受諾した場合、常任委員会は、モニター推薦メモランダムに推薦の受諾を記載し、最終的な司法副長官室(以下「ODAG」という。)への提出のために、当該メモランダムをAAGに提出しなければならない。常任委員会は、推薦を受諾した旨の記載に加え、必要に応じて、当該メモランダムを改訂することができる。常任委員会の推薦に

は、推薦された候補者がモニターとして選定されるための倫理的要件を満たしていること、候補者を承認する際に利用される選考プロセスが適切であったこと、およびプロセスに関与する政府弁護士が18 U.S.C. Section 208, 5 C.F.R. Part 2635、および18 U.S.C 28 C.F.R. Part 45に記載された利益相反ガイドラインを遵守して行動したことを、刑事局の指定代理機関倫理担当官が証明する書面も含めるべきである。

常任委員会が推薦された候補者を拒否した場合、常任委員会は、その事案を取り扱う刑事局の弁護士およびその監督者に対し、かかる拒否決定を通知しなければならない。この場合、当該事案を取り扱う刑事局の弁護士は、その監督者とともに、企業が提案した残りの2名の候補者から代替となる候補者を推薦するか、または必要に応じて、上記E. 1項で述べているように、企業から追加となる適格なモニター候補者の名前を取得することができる。常任委員会が推薦された候補者を拒否した場合、または残りの候補者のプールも拒否した場合、刑事局の弁護士とその監督者は、企業に通知しなければならない。常任委員会はモニター推薦メモランダムおよび全ての添付書類を当該事案を扱う弁護士へ返却しなければならない。

常任委員会が、提案されたモニター候補者に関する多数決に達することができない場合、常任委員会は、モニター推薦メモランダムにその旨を記載し、当該メモランダムおよび全ての添付書類を刑事局司法次官補へ提出しなければならない。

5. 司法次官補による審査

Morford メモランダムの条件に従い、AAG は、モニター候補者の選択を一方的に行い、受諾し、または拒否することはできない。むしろ、AAG は、モニタリング推薦メモランダムに記載された常任委員会の推薦を検討しなけ

ればならない。その過程において、AAGは、その裁量により、常任委員会および/または刑事局において当該事案を取り扱う弁護士およびその監督者に対して、追加の情報を要求することができる。さらに、AAGは、その裁量により、常任委員会の推薦する候補者と面談することができる。AAGは、提案された候補者について、その同意または不同意をモニター推薦メモランダムに記載し、またはその見解を反映させるためにモニター推薦メモランダムを改訂し、当該メモランダムを司法副長官室(ODAG)に送付する。

6. 司法副長官室による承認

DPA, NPA, および有罪答弁合意に従って選定された全てのモニター候補者は、ODAGにより承認されなければならない。

提案されたモニターを ODAG が承認しない場合, 当該事案を取り扱う弁護士は,企業に通知し,上記E. 1項に規定される新たな候補者または候補者名簿を企業に提案するよう要請するものとする。 ODAG が提案されたモニターを承認した場合,当該事案を取り扱う弁護士は,企業に通知し,当該決定を候補者3名に通知するものとし,合意の条件に従って監視が実施される。

F. モニターの選定に関する記録の保存

当該事案を取り扱う弁護士は、モニター推薦メモランダムの写し(候補者 の承認または不承認を反映する文書および添付書類を含む。)を当該事案の ケースファイルに保管し、2通目の写しを常任委員会の議長に提出すること を確実にする責任を負う。

常任委員会の委員長は、モニターを規定する全ての合意の電子コピーを入

手し、保管すべきである。

G. 方針および手続からの逸脱

個々の事例が固有の事実関係と状況を示していることを前提とすると、モニター選定手続は、実際的かつ柔軟でなければならない。当該案件を取り扱う刑事局の弁護士がモニター選定プロセスが本書に記載されたプロセスと異なる方法であるべきと結論付ける場合、刑事局の弁護士が、刑事局が共同で事案に取り組む合衆国弁護士オフィス(U.S.Attorney's Office)の手続を利用することを提案する場合も含め、逸脱については常任委員会によって審議され、承認されなければならない。常任委員会は、追加情報および/または書面による逸脱要請を要求することができる⁹¹。

(3) 2018年11月に改訂された DOJ マニュアル Title 9-28 (「企業訴追の諸原則」 (Principles of Prosecution of Business Organizations)) の内容 (邦訳)

9-28. 210 不正に関与した個人の重視

A. 一般原則:企業⁹²の訴追は、当該企業内外の刑事責任のある個人に対する訴追の代替となるものではない。企業は個人を通じてのみ行為をなし得るのであるから、個人に対する刑事責任の追及は、将来の企業不正に対して最

⁹¹ 契約が裁判所に提出された場合で、適切な場合には、裁判所は、モニターの選定手続を変更することができる。

記者注:なお、このガイドラインでは企業(corporations)という言葉を用いているが、このガイドラインは、組合(partnerships)、個人事業主(sole proprietorships)、政府組織(government entities)および法人格のない社団(unincorporated associations)を含む、あらゆるタイプの企業組織の検討に当てはまるものであるとされている。(While these guidelines refer to corporations, they apply to the consideration of the prosecution of all types of business organizations, including partnerships, sole proprietorships, government entities, and unincorporated associations.)(DOJ マニュアル Title 9-28. 200「企業責任の一般的考慮要素」の[1])

も強力な予防効果を持つものである。企業による有罪答弁、あるいは、訴追猶予合意(DPA)や不起訴合意(NPA)や民事判決を含む企業に対するその他の処分を提案する際にも、特にそれが企業の高いレベルの役員に関わる場合は、立証可能な個人に対する刑事責任は追及されるべきである。言い換えれば、企業に関する最終的な処分の有無にかかわらず、潜在的に責任のある個人について独立した評価が行われなければならない。

極めて例外的な事情または反トラスト局の企業リニエンシー・ポリシーのような承認された部門のポリシーがない限り、企業事案の解決は、いかなる個人に対しても刑事責任からの保護をもたらすものであってはならない。米国は一般的に、企業事案の解決による免責措置に基づき、個人を刑事責任から免責するべきではない。このような極めて例外的な事情による個人の刑事責任からの免責措置を行う場合には、関連する司法次官補か連邦検事によって、直接書面による承認を得なければならない。

B. 解説:企業に対する調査の早い段階から責任のある個人を見つけ出し、その不正の内容や規模を特定することは重要である。検察官は、潜在的に責任のある個人を探し出す司法省(DOJ)の能力を弱めることになるような企業調査の遅れを許してはならない。法により割り当てられた期間内に企業事案を解決するためのあらゆる努力がなされるべきであり、時効停止契約(tolling agreements)は極めて例外的な場合に限られるべきである。時効停止契約を締結せざるを得ないと考えられる場合においても、時効期間の経過前に責任を負うべき個人を訴追し、あるいは、契約や裁判所の命令により時効期間を停止して個人の責任を追及する余地を残すためのあらゆる努力がなされるべきである。

もし企業に対する事案の解決について決裁を得るまでの間に個人の不正に 関する調査が完了しない場合には、当該訴追決裁書面(prosecution authorization memorandum)において、潜在的に責任のある個人に関する 議論、当該個人の行為の調査に関する調査の現状および今後行うべき調査の 説明ならびに、それが適切な場合には、時効期間の満了前に当該事案を解決に運ぶための調査計画を記載すべきである。また、もし、調査の終了時において、企業を訴追するか企業との間でその他の解決を行うことを決定したものの、当該不正に関与した個人の刑事または民事の責任追及を見送る決定をした場合には、その決定をした理由は明確に記録され、当該調査を担当したオフィスの連邦検事または司法次官補(またはその指定した者)により承認されなければならない。

代位責任の原理の下、企業はその取締役、役員、社員ないし職員の違法行為によって刑事責任を負う可能性がある。これらの行為により企業に責任を負わせるためには、政府は、当該企業の職員の行為が(i)その者の権限の範囲内にあり、(ii)少なくともその一部が企業の利益を意図するものであったことを立証しなければならない。企業の職員による不正行為を含むあらゆる事案において、検察官は個人または企業のいずれかのみに集中すべきではなく、その両者を潜在的なターゲットとして考慮すべきである。

企業の職員は、いくつかの入り混じった目的一自らの出世(直接的なものや間接的なものがある。)や企業の利益一のために行動するが、企業は、行為者の動機の一つに企業の利益が含まれる限り責任を負うことになり得る。United States v. Potter、463 F.3d 9、25(1st Cir. 2006)参照(行為者が雇用の範囲内で行動していたか否かを判断するテストは「当該行為者の行為が権限を与えられた種類のものであり、かつ、当該行為が、少なくともその一部において、企業の利益のために行われていたか否かである。」と判示されている。)。また、例えば、United States v. Automated Medical Laboratories、Inc.、770 F.2d 399(4th Cir. 1985)において、第4巡回区控訴裁判所は、当該従業員は自らの利益、すなわち彼の「野心的な性格および出世梯子を登るという彼の意図」のために行動していた旨の企業側の主張にもかかわらず、子会社の従業員の行為について企業の責任を認めた下級審の有罪判決を支持した(同上407)。同裁判所は次のように述べている。すなわち、「彼の企業内における昇進は AML の福利および FDA との間に厄介事が生じないこと

にかかっていたのであるから、Partucci は一部において AML の利益のため に行動していたといえる。」(同上)。また、United States v. Cincotta, 689 F.2d 238, 241-42(1st Cir. 1982)参照(悪質な職員がその不正によって多大 な個人的利益を得ていたにもかかわらず、当該不正スキームにおいては、資金が企業の財務部を通過することが必要であり、不正に取得された物品は、当該企業の名義でその顧客に再販売されていたことから、企業の有罪判決を維持した。)。

さらには、企業の責任を認めるためには、必ずしも当該職員の行為により 企業が利益を受けることすら必要ない。Automated Medical Laboratories において、第4巡回区控訴裁判所は以下のように述べている。:

利益は企業の責任にとって試金石となるものではない。利益はせいぜい 証拠となる事実となるに過ぎず、法的効果に結びつく事実ではない。し たがって、職員の行為が最終的に企業の利益に跳ね返っているか否かと いう点は、当該職員が企業の利益を意図して行動していたか否かという 点に比べれば重要性が低い。しかしながら、行為者が企業の利益を意図 して行動していたことを要求する基本的な趣旨は、職員の行為が、企業 にとって有害である場合や、専ら当該職員の利益や企業以外の関係者の 利益を得る目的である場合に、当該企業をその刑事責任から分離するこ とにある。

770 F.2d at 407 (内部の引用は省略) (Old Monastery Co. v. United States, 908 (4th Cir. 1945) を引用)

[2018年11月改訂]

9-28.300 考慮すべき要素

A. 一般原則:一般的に、検察官は企業を起訴するか否かを判断するに当たり、個人に関して行うのと同様の考慮要素を適用する(JM 9-27.220以下参照)。したがって、検察官は、起訴権限の適正な行使に当たって通常考慮さ

れる全ての事項を比較衡量しなければならない。すなわち、証拠の十分性、 勝訴の見込み、相当な予防、更生、有罪判決に伴うその他の影響、非刑事的 なアプローチの妥当性である(同上参照)。しかしながら、企業の"法人" としての性質に起因して、いくつかの追加的な考慮要素が存在する。調査を 行い、起訴すべきか否かを判断し、また、有罪答弁その他の合意について交 渉する場合、ターゲットとなる企業に対する適切な処分を決定するに当たっ て、検察官は、以下の要素を考慮しなければならない。

- 1. 国民に損害を与えるリスクを含む違反の内容および重大性ならびに特定の犯罪類型に関して企業訴追に影響を及ぼす適用可能なポリシーおよび優先度(もしあれば)(JM 9-28, 400参照).
- 2. 当該不正に関する経営層の共謀または容認を含む,企業内における不 正の蔓延の程度 (JM 9-28.500参照),
- 3. 当該企業における過去の同種の不正歴 (当該企業に対する過去の刑事 的・民事的・行政的な執行活動を含む。) (JM 9-28.600参照),
- 4. 当該企業の職員に対する調査への企業の協力意思 (JM 9-28.700参照).
- 5. 訴追決定の時点および当該不正の時点における,当該企業のコンプライアンス・プログラムの十分性および実効性(JM 9-28.800参照),
- 6. 企業の適時かつ自主的な不正についての情報開示 (JM 9-28.900参照).
- 7. 企業による改善措置(有効な企業コンプライアンス・プログラムの適用,既存プログラムの改善,責任のある経営陣の交代,不正行為者の懲戒・解雇,損害賠償の支払い,および関連当局に対する協力のためのあらゆる努力を含む。)(JM 9-28. 1000参照),
- 8. 付随的な影響(株主,年金受給者,従業員その他個人的に責任があると証明されていない者に対する不公正な損失の有無や訴追により生じる国民への影響を含む。)(JM 9-28. 1100参照),
- 9. 民事的または行政的な執行活動等の是正措置の十分性(関係政府当局

に対する企業による協力の結果生じた是正を含む。) (JM 9-28. 1200), および

- 10. 企業の不正行為について責任のある個人の訴追の十分性 (JM 9-28. 1300)
- B. 解説:このセクションに挙げられた要素は、評価されるべき事項を説明するための例示に過ぎず、潜在的に関連する考慮要素の包括的なリストではない。いくつかの要素は特定の事案には適用されないことがあるし、いくつかの事案においては、ある要素が他の全ての要素よりも優先されることがある。例えば、違反の内容および重大性は他の要素にかかわらず訴追を正当化し得る。しかしながら、ほとんどの場合、一つの要素がそれだけで決定的なものとなることはない。さらに、異なる執行分野における国内法執行ポリシーは、これらの要素のうちいくつかを他の要素よりも重視したり軽視したりすることを求めることがある。もちろん、検察官は、公正かつ妥当な結果をもたらし、法の尊重を促進するために、これらの要素の適用および比較衡量において、思慮深くかつ実際的な判断を行わなければならない。

[2018年11月改訂]

9-28.700 調査協力の評価

調査への協力は、刑事調査の他の対象者と全く同様に、企業がそれによって本来であれば刑事訴追相当の事案においてクレジット (credit)⁹³を得ることができる軽減事項である。もちろん、少なくとも協力の不存在が、例えば偽証教唆、虚偽陳述、適法なディスカバリー・リクエストの拒絶等の犯罪行為を含まず、あるいは罪の意識を示すものでない場合において、協力しないという企業(または個人)の決定それ自体は不正の証拠となるものではない。したがって、調査への協力を怠ることは、それ自体としては、個人の場

⁹³ 訳者注:この credit は「報奨」のような意味で用いられている。もっとも, 適切な 訳語が見当たらないことから, 以下「クレジット」と訳すことにする。

合と同様、企業の訴追を後押ししたり要求したりするものではない。

A. 一般原則:このセクションに基づいて協力したとの評価を得るためには、企業は、その役職、地位や年次にかかわらず、問題となっている不正に対して実質的な関与をした、あるいは責任のある全ての個人を特定しなければならず、かつ、司法省(DOJ)に対し、当該不正に関わる全ての事実を提供しなければならない。もし協力クレジットを求める企業がそのような事実の調査や当該不正に実質的な関与をした、または責任を有する個人に関わる全面的な事実情報の司法省(DOJ)への提供を拒んだ場合には、その協力はこのセクションに基づく軽減事項としては考慮されない。また、企業が起訴された場合において、司法省(DOJ)が量刑において協力関連の減軽を後押しすることもない。U.S.S.G. §8C2.5(g)、cmt. (n. 13)参照(「当該組織が違反レベルの計算において協力関連の減軽を得るのに必要となる全ての関連情報を開示したか否かを判断するための最も重要なテストは、その情報が、当該犯罪行為について責任のある個人(等)を特定するのに十分なものか否かである。」)。[1]

企業が、完全な協力をするために誠実な努力をしたにもかかわらず、全ての関連ある個人を特定することができず、あるいは、完全な事実情報を提供することができない場合であっても、当該企業はなお協力クレジットを考慮されるべき適格を有し得る。U.S.S.G. §8C2.5(g)、cmt. (n. 13)参照(「評価される協力とは、企業自身による協力であって、企業内の個人による協力ではない。したがって、仮に、特定の個人(等)による協力が得られないことにより、企業による十分な協力のための努力にもかかわらず企業も法執行職員も企業内において責任のある個人を特定することができなかったとしても、当該企業はなお完全な協力クレジットを得ることが可能である。」)。例えば、全面的な調査を実施する最善の努力にもかかわらず、企業が一定の証拠にどうしてもアクセスできなかったり、政府への情報開示が実質的に禁止されていたりすることがある。そのような状況の下では、協力の恩恵を求める企業は、直面している制約について検察官に説明を行う義務を負うことに

なる。

誤解を避けるために付言すると、企業が協力クレジットを得る適格を有するために、弁護士依頼者間秘匿特権(attorney-client privilege)やワークプロダクト(attorney work product protection)を放棄することが要求されるわけではない(JM 9-28. 720参照)。得られる協力クレジットの程度は、この評価を行うために伝統的に当てはめられてきた様々な全ての要素(例えば、協力の適時性、内部調査の誠実性、完全性および迅速性、協力の積極性)により決定される。

B. 解説:企業によるまたは企業内における不正を調査する際、検察官は、企業それ自体の性質に起因するいくつかの障害に直面することがある。企業の代理として誰がどの行為をしたのかを特定することが難しいことがある。権限および責任系統は事業を行う課や部の間で共有されているかもしれず、また、記録や人員は米国全土に広がっていたり、複数の国に及んでいたりすることすらある。当該犯罪行為が長期間継続していた場合には、責任のある、あるいは知識を有する人員は昇格し、異動し、解雇され、あるいは辞職・退職してしまっていることがある。したがって、潜在的に関係のある当事者達を特定し、関連性のある証拠を見つけ出すため、とりわけそれらを迅速に行うためには、企業の協力が極めて重要なものとなり得る。

このダイナミクス(すなわち、何が起こったのか、証拠はどこにあるのか、どの個人が違法行為と疑われる企業の活動を行い、あるいは促したのかを特定することの難しさ)は、政府およびその調査に服し、あるいはターゲットとされている企業の双方にとって不利益な結果をもたらし得る。より具体的には、企業の役員および従業員の行為に関する法人帰属の原則(JM 9-28. 210参照)により、企業不正と見られる行為を誰が授権し、あるいは指示したのかが不明確であることは、企業に不利益を生じさせ得る。例えば、一連の指揮命令系統において可能性のある役員ないしリーダーのうち、誰が授権しまたは承認したのかは法律上重要ではないが、もしそれを知ることが

できれば、企業の起訴の手前における特定の判断の妥当性に影響し得る。そのような情報なしに起訴を決定することは(例えば、時効が迫っており、いずれかの従業員による授権があれば、訴追のためには法律上十分であるとされるような場合には起こり得る。)、企業のためにも政府のためにもならないであろう。

これらの理由等により、あるいはそれ以上に、調査協力は政府と企業の双方にとって有益な道となり得る。調査協力は、それによって検察官や連邦政府職員が(大規模な企業犯罪の全体像を迅速に明らかにし、対処する検察官の能力を損なう)長期の遅延を避けられることにより、政府にとって有益となる。企業の協力が得られることにより、政府は有形の損失を減らすことができ、レピュテーションへの被害を制限することができ、被害賠償のための資産を保存することができる。同時に、企業の正当な事業活動を過度に妨害することのない方法により、政府が調査の人的物的資源を集中させることができることから、調査協力は企業一また、究極的には株主、従業員やその他の罪のない被害者―にとっても有益となる。さらに、調査協力は、その努力によってクレジットを得る機会を企業に提供することにより、企業の利益となり得る。

企業は個人に関する調査に全面的に協力しなければならないとの要件は、企業が不正を行った個人の情報を提供するのを司法省(DOJ)の弁護士は待つべきであり、また企業の提供する情報を単に受け取ればよいということを意味するものではない。反対に、企業による協力以前、その最中、あるいはその後においても、調査のあらゆる段階で、司法省(DOJ)の弁護士は個人に対する調査に積極的であらねばならない。司法省(DOJ)の弁護士は、企業から提供されたあらゆる情報を厳格に吟味し、自らの調査結果と比較して、提供された情報がまさに完全なものであって、個人やそのグループの行為や役割を最小限にしたり、誇張したり、その他不正確に伝えようとするものでないことを、できる限り確認しなければならない。

司法省(DOJ)の弁護士は、企業事案を決着させる前に、責任のある個人

に関するできる限りの情報を当該企業から得る努力をしなければならない。加えて、個人に関する企業の継続的な協力が決着後も必要となる場合があり得る。そのような場合、企業事案の決着に係る合意には、企業に対して当該不正に実質的な関与した、あるいは責任を有する全ての個人についての情報を提供することを求め、また、その懈怠が違約罰および/または重大な違反等の具体的な結果をもたらすことを明確にする条項を含めるべきである。

[2018年11月改訂]

[1] もちろん、調査に対する協力に加えて、司法省(DOJ)は、当該企業が全ての事実関係を把握する以前の段階であっても、犯罪行為の早期かつ自主的な情報開示を推奨するものであり(JM 9-28.900参照)、そのような早期の情報開示が完全なものであるとは期待していない。しかしながら、そのような状況においては、司法省(DOJ)は、企業が適時に適切な調査を実施し、司法省(DOJ)に対して適宜事実関係のアップデートを行うことを強く期待するものである。

以上